

---

令和4年 第18回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和4年6月14日 (火曜日)

---

議事日程 (第2号)

令和4年6月14日 午前9時0分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（2名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
監査委員 ……………	村山真知子		

---

開議 午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。町民の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただきして誠にありがとうございます。

現在の出席議員は、10人です。

ただいまから、令和4年第18回大刀洗町議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、これから一般質問を行います。

通告を受けております、3番、平田康雄議員、発言席からお願いいたします。平田康雄議員。

#### **3番 平田 康雄議員 質問事項**

##### **1. がん検診について**

##### **2. 区長要望について**

○議員（3番 平田 康雄） おはようございます。議席番号3番、平田康雄です。私は、がん検診と区長要望の2件について質問いたします。

まず、最初ががん検診について質問します。

町から配布されましたがん検診早わかりノートによると、日本人ががんになる割合は、男性が65%、女性が50%で、男女とも2人に1人はがんにかかるというふうに推計されているようです。また、厚生労働省の令和2年度人口動態調査統計によると、死亡者全体の4分の1以上ががんで亡くなっているということでもあります。また、乳がんの場合、1つの細胞が1センチのがんになるには15年かかるが、1センチのがん細胞が2センチになるには僅か1年半しかかからないということで、一、二年ごとに定期的に検診を受ける必要があるということでもあります。

また、昨年9月27日の西日本新聞によると、がんの進行度を1期から4期までの4段階に分け、がんの種類ごとの生存率を見ると、1期や2期、つまり早期にがんに罹病していることが分かればほぼ助かるが、4期になると生存率が急激に低下するそうであります。早い段階でがんを見つけることが大切で、がん検診の意味はそこにあるとのことでもあります。

がんの早期発見・早期治療のためにも、町としては、あらゆる手段を講じ、受診率を向上させることが極めて重要であります。検診費用の無料化は受診率を向上させるために有効な対策の一つであり、積極的に推進すべきであると考えています。

そこで質問します。1つ目の質問は、がん検診に対する町の考え方についてであります。がん

検診に対する過去の対応状況や今後の方針などを御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問のがん検診について答弁をいたします。

がん検診に対する町の考え方についての御質問でございます。

過去の対応状況と今後の方針についてですが、平田議員のほうから御紹介がありましたとおり、国立がん研究センターによりますと、日本人男性の約3人に2人、女性の約2人に1人が生涯のうちのがんと診断されると推計をされております。また、2019年の人口動態調査によれば、がんによる死亡者は、死亡者全体の27.3%を占めております。

一方で、現在、がんの診断や治療法は急速に進歩をしております、がんは、早期に発見し、適切な治療を受けることで死亡するリスクを減らすことができます。このため、大刀洗町では、がん検診の必要性を訴え、町民の方が積極的に検診を受けていただけるよう啓発をしているところでございます。

また、平成22年度に、胃がん、肺がん検診を無料化したほか、令和元年度からは、2年置きだった乳がん、子宮頸がん検診を毎年受診できるように変更するとともに、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん検診の自己負担額を減額するなど、検診を受けやすくなるような内容の見直しを進めています。さらに、令和2年度からは、胃内視鏡検診を開始し、検診内容の充実も図っているところでございます。

今後、がんの早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問します。

令和元年度から前立腺がん、乳がん、子宮頸がんの検査費用を大幅に減額されましたが、何らか効果はありましたか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、お答えいたします。

検査の自己負担額の減額に伴いまして、乳がん検査の受診者が平成30年度389名から、令和元年度は685名へと大幅に増えまして、受診率も18.1%から21.2%へと増加をしております。また、子宮頸がんにつきましても、受診者が平成30年度388名から741名へと増え、受診率も12.3%から15.5%へと増加をしております。

また、結果といたしまして、令和元年度には、乳がんと診断された方が5名発見されているというところです。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 検査を受ける方は倍近く増えたということですが、元年度に前立腺がんと子宮頸がん、それに50歳以上の乳がん検査費を500円に減額されましたけども、40歳から50歳未満までの乳がん検査はいまだに1,000円となっています。これなぜ500円にできないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） お答えいたします。

乳がん検査はマンモグラフィ検査をしております、50歳以上につきましては、1方向からの検査を行っておりますが、40歳から50歳未満の方につきましては、2方向からの検査を行っておる関係上、検査費用も2倍の1,000円を頂いているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 町から配布されましたがん検診早わかりノートによると、乳がんは女性がかかりやすいがんの第1位で、年々増加傾向にあるということであり、2018年の乳がんの年代別の発生率を見ると、30歳頃から50歳にかけ急激に増えるということであり、本町の乳がん検診の対象は40歳以上となっていますけども、これを30代も検診の対象にすべきじゃないでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 乳がん検診、現在行っておりますが、そのデメリットといたしましては、放射線による被爆、また検査精度、疑陽性と言いますが、の問題がございます。また、40歳以上に対しましては、死亡率減少効果が示されておまして、今後につきましても、厚生労働省のガイドラインに沿って40歳以上で検査を行っていきたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） そういったガイドラインというのがあるんですね。ちょっと私知りませんでしたけども、5月2日の西日本新聞によると、日本対がん協会は、令和2年度にがんの検診を受けた人は、元年度の82%だったということで、調査結果を公表したということであり、特に60歳以上の減少率が高くて、二、三割も減っていると。結果として、がんの発見者数も同じく二、三割減となっているそうであり、コロナ感染率のリスクも高くて、密になるのを心配して集団検診を控えたのじゃないかと、そういうふうに分けられたんですけども、がん検診を受けずにいると、発病や病状の進行を見逃すおそれもあるということで、本年度は検診を受けてほしいと呼びかけているということであり、

そこで質問ですけども、本町の場合、受診率はどのような状態だったのでしょうか。元年度に対

して2年度、それから、3年度、どうなっていますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 令和2年度の受診率でございますが、男性では、胃がんが2.1ポイント、女性では、乳がんが0.5ポイントそれぞれ低下をしておりますが、その他のがん検診の受診率は全て向上をしております。

また、令和3年度につきましても、肺がん、大腸がんの受診率が男女とも低下している状況ですが、その他のがん検診の受診率は上昇している状況でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 全国的に見ると、かなり二、三割減っているということで、大刀洗ではそれほど減ってはいないということです。

それでは、2つ目質問に行きます。

2つ目の質問は、がん検診の結果についての質問でございます。

昨年度のがん検診の受診者数、受診率、がん発見者数などはどうだったのでしょうか。過去5年間の推移が分かれば併せて教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） がん検診の受診者数、受診率などについての御質問でございます。

まず、1点目の昨年度の受診者数、受診率、がん発見者数についてでございますが、昨年度のがん検診受診者数は、累計で5,284名、受診率は平均で14.7%となっております。なお、昨年度のがん発見者数は、現時点ではまだ集計できておりません。

次に、過去5年間の推移についてでございますが、平成29年度の受診者数の合計は4,430人でございましたが、昨年度は、先ほど申しましたとおり5,284名となるなど、受診者数は増加傾向にございます。

また、受診率はおおむね15%前後で、がん発見者数は7名から12名の間で推移をいたしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問いたします。

令和元年度から自己負担額が半分程度に減額されたということですが、受診者数とか受診率に変化はあったのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 受診者数につきましては、平成30年度が4,472人に対しまして、令和元年度につきましては5,454人ございまして、1,000人程度増加をしております。

また、受診率につきましても、全てのがんの平均受診率では、令和元年度は、平成30年度から比べますと1.2ポイント程度増加をしております。特に、乳がんと子宮頸がんの検診につきましては、受診率が、乳がんで3.1ポイント、子宮頸がんでは3.2ポイント増加をしているところでございます。

これにつきましては、自己負担額の減額に加えまして、2年置きだった乳がん及び子宮頸がんの検査を毎年検査できることにしたことが影響しているのではないかと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） がんの発見者数はどうだったんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） がんの発見者数でございますが、令和元年度が7名で、平成30年度の9名から2名減少してはいますが、乳がんと診断された方が5名発見されている状況でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） がんの発見者数は、検診を受けた人が多くなったから、そこが多くなるというもんでもないかと思えますけども、やはり乳がんなんては倍ぐらい検査を受けた方がありますから、そういう面では5名というのはかなり多いです。

じゃあ5年間のがん検診の推移を見た場合、特徴的なことは何かあったんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 5年間の推移で特徴的なことでございますが、まずは、やはり男性よりも女性の方のほうが検診を受ける比率が高い傾向にございます。それと、受診率が毎年15%で推移をしております。

さらに、先ほど申し上げましたが、自己負担額等、それと、検診の毎年受けることになった乳がんと子宮頸がんの受診率が、大幅に令和元年度から増加をしております。

さらには、検診の委託料が増加傾向にあるというところが、5年間の特徴的なものだと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 以前は何かがん検診を受ける人が1.1ポイントと聞いておりましたけども、15ポイントまで増えているということで、そうなれば、検診委託料というのはやっぱり増えてくるということです。

分かりました。3つ目の質問に移ります。

3つ目の質問は、がん検診の無料化などについてであります。

町では多くの事業を実施されていますが、特に今年は災害関係など大型予算が多数計上されています。災害に対して予算というのは非常にやっぱり大切でして、災害に強い町の構築というのは、最重点課題であるというふうに、私も思っております。

しかし、一方では、がん検診など人命に関わる事業というのも非常に重要であります。やっぱり優先的に予算配分すべきであると思っております。

現在、胃がんのバリウム検査との肺がんの検診は無料ですけども、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がんの4つのがん検診は有料となっております。また、町民の要請が多かった胃がんの内視鏡検査、これも2年に1度ですけども、受けられますけども、有料で検査費用は2,500円となっております。

そこで質問ですけども、まず1つ目ですが、昨年度のがん検診委託料や自己負担額ほどの程度だったのか。2つ目は、過去5年間の委託料の推移はどうか。3つ目は、全てのがん検診費用を無料にできないか。検査費用を無料にした場合は、どの程度の追加費用が必要か。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） がん検診委託料などについての御質問でございます。

まず、1点目の昨年度の委託料や受診者負担額についてでございますが、昨年度のがん検診委託料総額は、約1,620万円となっております。また、大腸がん、前立腺がん、乳がん、子宮頸がん、胃内視鏡検診で自己負担額を設定しており、その合計金額は220万円程度となっております。

次に、過去5年間の推移についてでございますが、平成30年度までは700万円程度の委託料でございましたが、令和元年度に乳がん検診等の自己負担額の減額や、対象年齢の拡大により、委託料は約1,100万円と増加をしております。また、令和2年度からの胃内視鏡検診の追加や委託料の改定によりまして、昨年度の委託料は約1,620万円となっております。

次に、がん検診無料化についてでございますが、がん検診を無料にした場合の追加費用につきましては、受診率の伸びをどう見込むかで大きく異なってまいります。仮に受診率が現在の倍の30%程度まで伸びたと仮定した場合には、2,000万円程度の追加費用経費が必要になると考えてございます。

このため、今後見込まれる検診委託料の改定などを踏まえ、現時点で全てのがん検診費用を無料化することは、財政上困難と考えておりますが、先ほど来、御指摘がありました50歳未満の乳がん検診の自己負担額については、来年度から50歳以上の自己負担額の500円に統

一する方向で検討をしてみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 同じがん検診を受けて、2方向から受けるから倍になるということですが、やっぱりこういったやつは統一して500円にしたほうが、私はいいと思っております。

それでは、再質問します。

確かにがん検診を無料にした場合の追加費用、これは、受診率の伸びをどう見込むかということと大きく変わってくるというのは分かります。受診率が30%伸びれば、特に胃の内視鏡検査が2,500円というけど、町の出し分を考えれば、全体的に1万5,000円から2万円ぐらいかかりますから、大きくぼんと伸びるんじゃないかと思っておりますけども、自己負担額を無料にしたといっても、現在15%程度で推移している受診率が急に倍の30%になるということは、ちょっと考えられないんじゃないかと、私は思っております。

元年度に自己負担額をオーバーに減額されましたけども、その際の受診率の伸びというのはやっぱり数%程度でありますから、30%というのはちょっと考えられないです。

私の推計によりますと、3年度の自己負担金額は大体200万ぐらいというふうに見込んでおります。無償化に伴って、仮に受診率が10%伸びても220万ぐらいですか。この中に胃の内視鏡検査が含まれていますから、この胃の内視鏡分を引けば、もっと自己負担額は減額するんじゃないかと思っております。ただ、伸びにいて、胃の内視鏡検査を、先ほど言いましたようにみんなが受けるようになると、やっぱり金額は2,000万ぐらいにぼんと跳ね上がってしまうと、そんなのは確かにあります。

そこで質問ですけども、胃がんの検査は、従来からバリウム検査が実施されてきましたけども、さらに精密な検査を受けたいということで、住民の要望があったということと。

それから、内視鏡検査導入に対するガイドラインの追加もあったそうでございますけども、そういうことで、2年度から開始されたとお聞きしてはいますが、大体受診者というのはどれくらいあったんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 胃の内視鏡検査の受診者でございますが、令和2年度が138名、令和3年度が233名となっております増加傾向でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 昨年度の内視鏡検査の自己負担額はどうだったんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 胃の内視鏡検査の自己負担額は2,500円となっておりまして、令和3年度は、先ほど申しました、233名の方が検査を受けられておりますので、令和3年度の内視鏡検査の自己負担額は、約58万円程度ではないかと考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 全てのがん検査を、先ほど無料にしたかどうかということで、ちょっと難しいというような話がありましたけども、この自己負担額から、内視鏡検査の自己負担額です。これを差し引いた場合はどうなるのでしょうか。先ほども申しましたけども、内視鏡検査は従来からはバリウム検査が実施されてきたという中で、さらに精密検査をしたという住民の要望で内視鏡検査があったわけですが、これは、そういうことで有料でもやむを得ないとして、この分を除けば自己負担額というのはもっと下がって、百五、六十万になるんじゃないかなと思います。

当然、先ほど言いましたけども、町の負担額、これは非常に大きいので、少し増えれば、金額も増えてくると。しかし、先ほどの内視鏡の自己負担額も58万ぐらいですから、そういうのも考えれば、財政に大きな影響を与えるというほどではないんじゃないかと思えます。

それで、一番大きな内視鏡検査、この内視鏡検査を除いたほかのがんの検診、これ僅かだと思いますけども、この辺の無料化は検討できないものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） がん検診を無料化した場合につきましては、先ほど町長のほうが申し上げましたように、仮に受診率が30%まで伸びた場合については、2,000万円程度の追加費用が必要になるということがございます。胃内視鏡検査の自己負担額を除いたといたしましても、今後見込まれる検査委託料の改定などを踏まえると難しい面があると考えております。

現に、令和2年度のバリウムによる胃がん検査の費用改定につきましては、令和3年度から、検査方法の変更により検査単価が3,482円から8,250円に引き上げられたところであり、こういうこともございますので、これ以上、自己負担額の減額、そして無料化については、現時点では難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 3,400円ぐらいから8,000円台とか、そんなに急に上がるのとやっぱりあるんです。

町でがん検診の受診率を高めるために、がん早わかりノートという資料を作成し配布されております。この資料には、がんにかかる割合やがんで亡くなった人の割合、定期検診の重要性、あ

るいはがんの種類ごとの詳細な説明などが詳しく紹介をされております。町の広報でも、検診内容とか検診費用などが紹介されております。

また、元年度からはがん検診の自己負担額の大幅な減額とか、隔年だった検診を毎年受けられるようにするというので、町では様々な手段を講じて、がん検診の受診率の向上に努めておられるというのは分かりますけども、それでもまだ受診率というのは15%ということで低い状態です。

がん検診の無料化というのは、非常に受診の向上には有効であると、私は考えておりますので、今後もあらゆる手段を講じて、受診率の向上に努めていただくよう希望するものであります。

最後になりましたけども、今回、乳がん検診の自己負担額を先ほど500円にするということで非常によかったなと思っておりますけども、そういうことで一歩前進ですか。全てのがん検診の無料化、なかなか難しいということですけども、財政上の困難な面もあるかもしれませんが、しっかりと検討して、引き続き頑張って検討していただきたいと。ぜひがん検診の無料化を実現していただきたいと思っております。

これで1つ目の質問を終わります。

次に、2つ目の質問に移ります。2つ目は区長要望についての質問でございます。

区長要望は、毎年10月頃に提出されますけども、採択はなかなか困難なようでございます。昨年の議会報告会において、菊池校区の区長さんから、通学路の安全確保についての意見が出されました。通学路の改修を町に要望しているが、160か所ぐらいあることで白線の引き出しもできていないと、急いで対応してもらいたいということでもあります。また、知り合いの区長さんかも、毎年道路の拡幅や水路の整備などの要望を出しているが、なかなか採択されないという意見もありました。

そのような中で、本年度の当初予算は、昨年度に対して20%増しの大型予算となっております。本年度の防災行政無線の配置やため池の改修、あるいは中央公民館の改修といった大型事業が予定されていることから、予算が大幅に増額されたという面もありますけども、区長要望に関する予算の額はどの程度増額されているのかということでもあります。

1つ目の質問をします。まず、1つ目の質問は、区長要望に対する町の考え方についてであります。本町における区長要望を採択するための基準、これはどうなっているんでしょうか。採択要件なり方針があれば、教えてください。また、要望に対する町の対応状況とか、今後の方針も併せて御教示ください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平田議員質問の区長要望について答弁をいたします。

区長要望に対する町の考え方についての御質問でございます。

まず、1点目の要望採択の基準についてでございますが、例えば、町道の改良工事では、用地買収等について、地元の協力が得られることや、里道等の舗装工事では、住宅が2戸以上利用する道路や町道などを結ぶ連絡道であることなどの条件を満たすもののうち、地元からの優先順位や緊急性、費用対効果などを総合的に勘案の上、予算の範囲内で採択することといたしております。

次に、要望に対する町の対応状況と今後の方針についてでございますが、毎年150件から180件ぐらいの要望がございまして、このうち60件から70件程度を採択している状況でございます。

今後につきましても、地元からの要望の優先順位や緊急性、費用対効果などを総合的に勘案の上、条件が整ったところから順に採択をしてみたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） それでは、再質問します。

区長要望は、毎年10月頃、区長さんから建設課のほうに提出されますが、町が区長要望を受け取った後、最終決定までの流れというのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

区長さんから出された要望は、まず建設課で関係機関である国や県、また庁舎内の関係課ごとに振り分けをいたします。その後、建設課に関するものについては、全ての現地を確認した後、採択案をつくり、その案を基に内容を検討し、最終決定をしています。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 区長さんからの要望としては交通安全とか、道路の整備とか改良、あるいは排水の整備などの要望があると思いますけども、これはそれぞれの区分に応じて予算が決まっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 町全体での予算もありますので、基本は一定額を確保し、事業費が高いものは複数年で整備を完了させている状況でございますけども、交通関係や道路の維持補修関係は要望数が多いので、毎年一定額の予算を確保していますが、全体としての予算額は一定額、毎年の採択数などに応じて予算を要望しております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 区長さんから横断歩道の白線とか、通学路の緑の線などが消えかかっており、危険なので毎年要望しているが、なかなか予算がつかないという意見があります。ま

た、道路の整備を要望すれば採択されない件もあります。交通関係とか、道路整備関係の予算、毎年どのくらい確保されているんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 毎年、交通関係では400万円、その他、昨年の実績では、道路維持費が5,000万円、道路改良費で2,500万円、水路環境整備費で2,000万円の状況でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 結構道路の維持とか、そういったのは、改修するのに物すごい金がかかるんでしょうね。5,000万円とかなり大きな金額が、予算が組まれているけども、交通関係400万円、こちら辺に問題があるのかもしれませんが。

それでは、2つ目の質問に行きます。

2つ目の質問は、区長要望への対応状況についてであります。

昨年度の要望件数と採択件数、採択率はどうだったんでしょうか。また、過去5年間の傾向はどうなっていますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 区長要望への対応状況についての御質問でございます。

まず1点目の昨年度の要望件数、採択件数、採択率についてでございますが、昨年度の要望件数は185件ございまして、そのうち国や県への進達件数が18件、建設課所管以外の件数が11件となっております。

採択件数、採択率を建設課所管分で申し上げますと、156件の要望のうち採択件数が63件、採択率は40.4%となっております。

次に、過去5年間の傾向についてでございますが、要望件数は年々増加傾向にございまして、平成29年度は104件ございましたのが、令和3年度は185件に増えているところでございます。

一方、採択件数は年度によってばらつきがございまして、おおむね60件から70件程度で推移をしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あればどうぞ。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 分かるかどうか分かりませんが、最近、どの辺の要望というのが多くなっているんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 最近の傾向としましては、交通安全に関する要望や道路の補修などの要望が多く出されております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） そういう中で採択されている案件というのは、どういう案件が多いんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 交通安全に関する要望は重要なので採択される傾向が高い傾向にございます。また、費用対効果が高い案件や着工のための条件が整った案件も多く採択をされております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 反対に、採択されにくい案件というのはどういうものでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 採択されにくいのは、費用対効果が低いものや所有権、相続の移転が済んでいない案件など、着工するための要件が整っていない案件や、事業費が高額となる案件などは採択されにくい傾向にございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに区長さんも専門家じゃないから、やっぱり住民の方からこうしてくれと言われたらそのまま上げる傾向にありますから、いろんな上がった案件の中にはいろんな問題があるんじゃないかと思えますけども、いろいろと条件が整っていないという案件も結構あるんでしょう。

3つ目の質問に行きます。

3つ目の質問は、区長要望に対する予算の増額などについてであります。

本町の5年前の一般会計当初予算は約61億9,000万円ということで、本年度の当初予算は86億6,000万円、20億7,000万円と物すごく金額が増えております。伸び率で40%増ということになってはいますが、区長要望に関する予算は、5年前と比べてどの程度の伸びだったんでしょうか。区長要望は、住民が生活する上で重要な要望なので、できる限りの対応が必要だと思っています。区長さんからなかなか予算がつかないという声があります。予算の大幅な増額が必要ではないでしょうか。

そこで質問ですけども、去年の区長要望に対する予算の執行額はどうだったのか、過去5年間の推移はどうなっているか、採択率アップするためには予算の増額はできないか。

以上であります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それではお答えします。

区長要望に関する予算の増額についての御質問でございます。

まず1点目の昨年度の予算執行額と、過去5年間の推移についてでございますが、昨年度の区長要望に対する予算の執行額は9,886万円となっております。過去5年間では、平成30年度までは、おおむね4,000万円程度で推移してまいりましたが、元年度から1億円程度に、また本年度予算ではさらに2,000万円を増額し、1億2,000万円程度まで増額をしているところでございます。

次に、採択率をアップするための予算増額についてでございますが、今申し上げましたとおり、これまで4,000万円程度で推移してございました予算を、元年度から1億円程度に、本年度は1億2,000万円程度まで増額したばかりでございますので、まずは、今年度の予算の執行状況を見てまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 思った以上に予算が伸びているわけです。私はもう一定額でずっと来ているのかなと思っておりましたけども、それまで、4,000万円程度だった予算額を、元年度から1億円程度に増やしたということですけども、この予算が増えた理由が何かあるんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 道路施設の老朽化に伴う要望数が増加したことや、排水整備、のり面保護等の防災対策などにより、予算を大幅に増額したものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 確かに近年災害が多いんで、やっぱりそれに対する要望というのは多くなっているんじゃないかなとは思いますが、昨年度の採択率は40%程度ということですけども、以前は30%台だったと思っていますけど、昨年10月に出された要望を、仮に本年度50%以上採択するとしたら、どの程度予算の追加が必要なんでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 予算については、基本一定額で、中には高額な予算を必要とする案件もあれば、そうでない案件もありますので、現段階では、詳細な試算をしないと、どの程度追加額が必要なのかはちょっと分からない状況でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 元年度の予算の大幅な増額をされた。それでも採択率は40%程度となっております。

私は、少なくとも区長要望の50%以上の採択を目指すべきじゃないかというふうに考えております。

建設課としてはいろいろ努力されたんで、4,000万が1億円、1億2,000万になったと思うんですけども、採択率アップのために、建設課としては、これまでどのような努力をされましたか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 残りの約60%のうちには、現地確認により、早期な整備の必要性や整備条件が整わないものも含まれていますが、できるところにつきましては、1か所でも多く要望を採択したいので、毎年区長さんから提出される要望を基に、全ての現地調査を実施し、資料を作成の上、次年度の予算要望をしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほども言いましたとおり、元年度から、4,000万だった予算を1億円まで増額されているということで、努力は認めますけども、最近はや望数も増えております。中には、金額が高む要望もあれば、そうでない要望もありますので、一概に採択率だけでは計れない面があるというのは当然のことです。

建設課としては、毎年どの程度の予算の増額要望をされているのでしょうか。例えば、区長要望の80%で要望するとか、前年度比10%増しで要望するとか、そういうことはされているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 毎年の予算要望に対しては、まず現地確認をしてからになりますけれども、前年度予算額をベースとして、緊急性や高額な予算が必要となれば増額して要望しております。

○議長（安丸眞一郎） 平田康雄議員。

○議員（3番 平田 康雄） 先ほども町長のほうから言われましたけども、町の予算額は、区長要望に対する予算も増えていますが、全体としての予算額が増加傾向にあると。区長要望のための予算額については、どの程度の予算なのか、増えているのか減っているのか、私よく分からないというのが現状であります。ただ、区長さんの意見を聞く限りにおいては、予算額は少ないために採択できないのではないかと、私自身がそう推測したわけでございまして、従来4,000万円程度で推移した予算額が1億2,000万まで増額されてというのは少し驚いております。

しかしながら、区長さんからなかなか採択してもらえないという意見があるのも事実でして、要望を採択する上で何らかの問題があるんじゃないかというふうに思います。

確かに、要望の中には、先ほどもちょっと言いましたけども、管理自体は国や県などであって、町が直接関知できない案件もあるでしょうし、所有権の関係で採択できない案件、こういったのもあると思いますけども、ぜひ区長要望の50%以上の採択、この辺を目指して努力していただ

くように希望するものであります。

ちょっと最後に、議会報告会で出された区長要望に関する意見が、今年、昨年、2か年間に同じような質問が出されましたので紹介したいと思います。

意見の内容としては、実は、現在の横断歩道が位置的に見えにくいいため2回も事故が発生していると。非常に危険なので移転していただくように町に要望したけども、いまだに移転してもらえないと、白線も緑の線も消えかかっていると、何とかならんだろうかというふうな内容であります。

この案件は、町が直接対応できない事案かも知れませんが、やはり関係機関に進達したというだけでなく、やはり町としても区長さんの意見をしっかりと耳を傾けて、一緒になって知恵を出し合って、大事故が発生する前にぜひ解決してください。

以上で、全ての質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） 次に、11番、高橋直也議員、発言席からお願いいたします。なお、高橋議員より資料の配付の申出がありましたので許可します。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、11番、高橋直也議員、発言席からお願いいたします。高橋直也議員。

**11番 高橋 直也議員 質問事項**

**1. 空き家問題について問う**

**2. 地方創生総合戦略について問う**

○議員（11番 高橋 直也） 議席番号11番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め質問を行ってまいります。

まず、最初に、町内にある空き家の現状についての質問です。

近年、日本では人口減少と高齢化が深刻な問題であり、当町でも他人事ではありません。空き家問題も、田舎のみならず都心部でも大きく問題になってきています。人口は減り、特に労働人口はますます減る中で、新築マンションや戸建ては全国的に建設ラッシュが続き、当町においても、アパートや新築戸建ての建設を目にしない日はないほど新築物件が軒並み建てられています。

大刀洗町において、人口は近年微増傾向ですが、世帯の増加数が新築物件数と同じ傾向であるのであれば、ますます空き家が増加するのは明白な事実です。これらの懸念は町のほうも当然考え、把握していると思われまます。

また、平成26年11月、空家対策特別措置法が施行され、これを機に、当町でも空き家バンクが創設されたことだと思われまますが、1つずつ質問にお答えください。まず、現在の町の空き

家の件数を教えていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 住民課の案納です。お答えいたします。

現在の空き家の件数でございますが、昨年実態調査を行いまして、214件となっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、これらの空き家に対しての現在の取組内容とかを教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

空き家に対する取組状況についての御質問でございます。

空き家対策としては、まず危険な空き家対策等、あるいは利用可能な空き家の利活用、この両面から空き家対策を進めるのが基本だというふうに認識しております。その取組の状況については、それぞれ担当課が違いますので、担当課長から答弁をいたします。

○議長（安丸眞一郎） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 住民課のほうでは、空き家の危険な建物についての対策を行っておりますのでお答えいたします。

今後の対策ということでございますけれども、空き家につきまして214件のうち、ランクづけを行いまして、管理状況がどういう状況かということで分類をまずしております。4つの分類にしておりまして、管理状況に問題のないものをAランク、小規模な改修が必要なものについてBランク、中規模な修理が必要なものをCランク、大規模な修理が必要なものをDランクということで、それぞれのランクについて対策を行っていくこととしておりまして、特に住民課のほうでは、大規模な改修が必要な住居ができないようなものについて、69件について、特に施策を行っていくこととしております。

まずは、住民に対しまして、空き家ということが問題ですよというような情報の提供の強化です。空き家になるということが問題ですよというふうな情報提供の強化、それから、相談体制の整備、これは、また地域振興のほうになりますけれども、そういったところ、それから、補助金制度、それから、助成制度の周知等を行っていきまして、空き家の適切な管理が行っていきけるように、いろんな施策の周知等を行っていくように考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課です。地域振興課のほうでは、先ほど案納課長のほうから御説明がありました分のAランクからCランクを中心に活用のほうを行っております。まず1点目としましては、空き家バンクのほうを平成29年8月に久留米宅建取引業協同組合のほうと業務協定を締結しまして、専門家と連携しながら空き家バンクを運営しておりますところでございます。

空き家バンクとは、町のホームページ上に町内にある空き家の物件情報を掲載し、空き家の所有者と利用希望者をつなぐ仕組みでございます。

2点目としまして、昨年度から地域おこし協力隊を配置しております。令和3年の6月から空き家対策の地域おこし協力隊を配置しまして、現地調査による物件の掘り起こしや相談業務を一体的に行い、細やかな相談体制のほうを整備しております。

まず空き家に関心を向けてもらうために、2か月に1度、町の広報誌でも空き家の豆知識などを周知しており、現在、毎週水曜日に役場のロビーで相談窓口を設置しているところでございます。実際に細やかに相談に応じる形で空き家の利活用等につながっていると思っております。

同時に、協力隊のほうに調査活動のほうも行っており、住民課の調査による空き家着任後に、30年度の空き家リストをベースにしまして空き家の現地調査を実施しております。そのうちの大半は民間による利活用が促されており、また、47件については、郵送や電話をしているところではあります。

続きまして、本年度から新設されました相続登記の補助金というものがございまして、相続問題で登記に足踏みしている方を後押しするものと思っております。登記費用の50%上限5万円というところで予算計上させてもらっております。こちら町内事業者とも連携をしまして行っておりますところでございます。

最後にセミナーの開催を行う予定にしております。ちょうど今週の土曜日、6月18日、空き家セミナーと対話の場を併せたイベントを開催するところしております。前半のセミナーでは福岡県が設置している家活と連携をしまして、県職員からの講話を予定しております。後半部分では、空き家の所有者のみならず、地域住民、近隣の住民の方も巻き込んだ形で空き家問題に対応していけるように対話の場で知恵を出し合いたいと考えております。

地域振興課からは以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ありがとうございます。改めて伺いますが、当時、空き家バンクを設立するときに、どのような経緯で空き家バンクを設立したのかちょっと教えてもらってよろしいですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 空き家バンクの設立についてでございます。

町のほうでは、地方創生の推進に伴いまして、平成の28年度にまず空き家の調査を行いました。その空き家の調査に基づき、平成29年度に空き家バンクのシステムというものを構築しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 空き家バンクの設立の際には、コンサル調査会社をたしか入れたと記憶にあります。たしか約500万円弱の予算を投じて、空き家の認定調査を依頼し、また当時の区長さんたちにも2回にわたり町内を巡回していただき、情報提供をしていただいたという経緯が、私の記憶の中にあるんですけども、合っていますか。

○議長（安丸眞一郎） 確認ですけど、答弁は。案納課長。

○住民課長（案納 明枝） お答えします。

高橋議員がおっしゃってある調査につきましては、平成28年から平成30年と令和3年と3回実態調査を行ったものになっていると思いますので、間違いございません。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） そのとき、空き家の件数と危険な空き家の件数が、平成28年の当初の報告で、たしか空き家が147件、危険な空き家が20件と報告があったのですが、これも合っていますか。

○議長（安丸眞一郎） 件数の確認ですけど、住民課長いいですか。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） トータルで173件ということになっていますので、少し合計は違っておりますけども、大まかな数字は合っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） この数字は、平成28年に当時の住民課長と係長、また副市長も同席された上での全員協議会での最終報告だったと思うんですけども、空き家が147件、危険な空き家の中で20件と報告がっております。その後、町が実態調査を行われているということですけども、その後、実態調査した年、毎年実態調査をしているのか、何年置きに実態調査をしているのか、そして、現在、危険な空き家の増減率を教えてくださいたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） お答えいたします。

実態調査につきましては、29年度、それから、30年度、それから令和3年度ということで、大まかに2年に1回という計画で進めておりましたが、令和2年につきましては、補助金との関

係がありましたので、令和3年に行わせていただいているものになっております。

今後につきましても、3年ごと等の予定で実態調査をする予定としております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 空き家の増減率も教えてもらってよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 空き家につきましては、29年で173件、それから、令和3年度で214件となっております。そういったところで推移をしている状況となっております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） すみません。ちょっとよく分からなかったんですけども、空き家は結局増えているということです。毎年どのぐらい、増減率、パーセンテージでいうとちょっと難しいと思うんで、この2年置き、3年置きぐらいに調査しているということですけども、2年置きにどのぐらい、何件ずつぐらい増加しているのか、それとも減っているのかというのをちょっと分かりやすく教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） お答えいたします。

28年から30年に関しては30件の増、それから、30年度から令和3年については11件の増ということで、増加傾向でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） そうですね。ということは、確実に町の空き家は増えているということですけども、空家対策特別措置法において、市町村単位でデータベースを整備するように求められ、当町でも、GIS地図システムというのを当時導入していると記憶にあります。このGIS地図システムを使って、町はどのような空き家対策を行っているのか、そしてまた、このGIS地図システムというのをちょっと詳しく教えていただきたいんですけども、お願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） お答えいたします。

GISシステムというのは、地理情報システムでございますので、航空写真等を活用しまして、そこに地図があると。そこに空き家がどこにあるかという点をそれぞれ付しておりまして、それに対して、先ほど言いましたAランクからDランクについてもそれぞれデータを残しております。その点について、また詳細な情報、住所であったり、今現在どのような対応をしているかと

いうふうなことを記載するようなこともできるようになっておりますので、地図を中心としたアイテムといいますか、そういったものになってございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということは、その地図に、どこに空き家がある、ランクが何ランクというのが地図で見れるようになっていてというふうにちょっと理解しますけども、その地図を使って、例えば2年置き、3年置きに新たに実態調査するときに、その地図を基に誰かに町内を調査してもらうとか、そういった活用をされているということですか。

○議長（安丸眞一郎） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） お答えします。

平成30年の実態調査のときも活用しましたけれども、地図に情報がございますので、それを活用して次の実態調査、次の実態調査というふうに進めていくこととしております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 分かりました。そういった活用方法であるなら、ピンポイントで現在の空き家の状況とか、そういったのも確認できるんじゃないかなと思ひまして安心いたしました。

次に、空き家の所有者に対して、毎年空き家バンクの登録の呼びかけなどを行っていないのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど地域振興課の課長からちょっと答弁があったんですけども、聞き漏らしもありますので、改めてもう一度お答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 空き家バンクの登録の推進ということの質問かと存じます。空き家バンクの告知、そういったものを毎年固定資産税等の納付書とともにチラシを入れさせていただいたり、実際、この200件以上あります空き家のほうに地域振興課のほうからもアプローチをかけておりまして、そちらのほうにお手紙を出したりとか、そういったことで周知はさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 確認ですけども、先ほど言われた空き家件数214件の所有者に対して、毎年手紙とか、そういったものを郵送して空き家バンクに登録してくださいというようなお願いをしているということですか。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課のほうでは、活用できるほうの空き家、要するにAランク、そして、Bランクを中心にアプローチをかけておるところでございます。第一弾としましては、Aランクに対して実際現地を調査しまして、所有者の方向けに、お電話が分かるところはお電話をさし上げておりますし、お電話が分からないところは、所有者の方に手紙を送らせてもらっております。今回Bランクの方までを第2弾としまして、そういったものがありますよということでご案内させていただいております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） そうですね。大刀洗町空き家バンクの実施要綱の中にも、利活用を主に空き家バンクを運営していくというふうな内容ですけども、この中に空き家の発生、放置、増加を抑制するというふうな文言も入っております。

そこでちょっと確認ですけども、Aランク、Bランクまでに空き家バンクへの登録のお願いをしているということですけども、これ毎年行っているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 毎年その方々宛てに行っておるかという質問だというふうに思います。毎年といいますか、手段としましては、この方だけにピンポイントでというと、毎年というところまでは定期的には行っておりません。ただ、その都度その都度、手紙でしたり、連絡がついた方には何度も連絡を都度させていただいておりますが、手紙を送ったまま反応がない方もいらっしゃいますので、そういった方はまた折を見て手紙を出し続けるという方向では思っております。定期的にこの時期になったら必ずという定期性では、今のところございません。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） なぜ毎年定期的に行わないんですか。税金のほうは、毎年その所有者には、必ず同じ時期に税金がかかると思うんですけども、それを踏まえるのであれば、やはりAランク、Bランク、有効活用できるような空き家に対しては、ピンポイントに毎年空き家バンクへの登録をお願いするというのが、本来この空き家バンクの在り方に沿っているんじゃないかなと思うんですけども、毎年しない理由をちょっと詳しく教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

まず、毎年定期的に事務処理的にというか、ルーティンワークとしては行ってはおりませんという回答はいたしました。この空き家を所有しておられる方、それぞれその人その人で状況が変わってございます。もちろん家族関係でしたり、その土地の状況でございまして、家屋の中身でございまして、本人の気持ち、そういったものが一人一人違ってございますので、そうい

った方々に反応がある方には、それぞれに細やかな推進をしていこうというふうに考えております。

一方で、全く反応がない方、そして、相続等々で大変問題を抱えているところもございますので、そういった方にはまた違ったアプローチが必要だと感じております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） そこは、所有権を持ってある方たちの気持ちはもう置いておいて、そこはもう事務的に空き家バンクに登録してくれないかというのは毎年送っても、私はいいと思うんです。実際、相手方の気持ちを考慮してということであれば、このAランク、Bランクの空き家の所有者に対して、一通り全員にヒアリングをされたことがあるんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） まず毎年アプローチをかけて、お手紙という形でかけてはございませんが、税務課が出している固定資産税の納付書と一緒に毎回告知をしているところですので、これをもって定期的に空き家バンクというものがありますよという意思表示はこちらではしておりますので、そちらのほう御理解いただきたいと思っております。あと何でしたっけ。（「全員にヒアリング調査したか」と呼ぶ者あり）全員のヒアリング調査でございます。こちらは、住民課のほうから頂きました214件、全て現場を見て、まずAランク、Bランク、Cランク、Dランク全部現場のほうは見せていただいております、連絡がつく方には、全て連絡をしているところでございます。全く連絡がつかない方はもちろんいらっしゃいますので、そちらのほうは、これからまた住民課のほうにも協力いただいて、引き続き解決に向けて調査をしていくところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 固定資産税の通知と一緒に空き家バンクの周知もしているということで安心はしましたけども、町内の空き家214件の所有者全員にどういう意思を持っているのかというヒアリングをせろとは言いませんけども、せめてAランク、Bランク、利活用できるような物件を持っている所有者の方には、大変だと思いますけども、所有者の本人の意思確認を一応一通りしながら、その後ちょっと様子を見ながらというか、タイミング見ながらとか、こっちからピンポイントにアクションをかけていくような体制を今後も取っていただきたいということをお願いしておきます。

次に、町内に転入者の住居先として、アパートなのか新築戸建てなのか、実家に戻ってきたのかなどは、町のほうで把握されているのでしょうか。そういったのを把握されているのであれば、それらを基に今後どのくらいの空き家がどうしていくのかなどの予測を分析できると思うんです。

けども、その辺の転入者についての実態調査というのは行っているんでしょうか、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 住民課のほうで転入転出等の受付をしておりますが、そういったところの調査というのは行っておりません。ただ、感覚的にはございますけれども、窓口等ではやっぱりアパートへの転入転出、移動についてはアパート等がございます。

建物について課税の面があるかと思いますが、アパート等が建っておって転入等が多いように感じております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） どうでしょう。今後、転入者についてのアパートなのか新築戸建てなのか、実家に帰ってきたのかというような実態調査を、今後取り入れるようなお考えはありますか。

○議長（安丸眞一郎） 今の実態調査というのは、空き家を減らすということでの住居の確認の意味での実態調査ということですか。（「もちろんです」と呼ぶ者あり）ということで、答弁を求めたいと思います。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 空き家対策につきましては、どういった状況でそれが空き家になっていくかというのは重要な課題というか、知りたいところとなっております。それで、実態調査でもそういったところのアンケート、なぜ空き家になったかというところは行っているところになります。

転出される方について、あと亡くなられた方については、おひとり暮らし等の方もございますので、そういったところは調査といたしますか、こちらでの把握もできますので、そういったことで把握していきたいというふうには思っております。

ただ、住民課の窓口のほうで転出、移動の理由を聞くのは、離婚とかそういった戸籍等の手続等々も伴いますので、なかなか難しいところもございます。ただ、そういったところですけども、空き家がどのように増えていくかという観点からは、違った形でも調査を進めたいというふうには思っております。具体的にはございませんが、そういった考えはあります。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 転出した方も大事ですけども、私が言っているのは、転入した方が町のどういったところに住むのかというのを、しっかりと調査していただきたいというような内容でしたんですけども、もう一度聞いていいですか。今後、大刀洗町に転入してきた人たちの

入居先がどのようなところに入居されているのかというのは、今後調査する対象に入らないですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 転入につきましては、また転出されるアパート等は特にですが、転出されるということもございますので、それが新築の転入なのかどうなのかというのは、住民課のほうではちょっと把握し難いところではございますので、違ったところでの調査を行ってきたいとは思っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 転入された方にどちらにお住まいになる予定ですかというちょっとアンケートをすればいいだけの話かなとも思うんですけども、それが難しいということであれば、違う方法で、冒頭にも述べましたとおり、転入してきた方々が、みんな新築の戸建てを建てるということになると、空き家が必ず今後増えていくというのは明白な事実じゃないですか。実家に帰ってくれるのであれば、実家を継いで、そこが空き家にならないようになるとか、アパートであれば、今建っている既存のアパートに対してどのくらいの入居率なのかとか、いろいろ調査の方法があると思うんですけども、その辺についてお願いしたいと思っているんですけども。もう一回答弁求めてよろしいですか、これについて。

○議長（安丸眞一郎） 再度の答弁依頼ですか。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 転入につきましては、やはり違った形だと思っております。具体的に申し上げますと、税務課の固定資産税かかってきますので、そういったところでの新築の件数等は把握できるかと思っております。ですので、その件数等はそこで行っていきたいと思っております。

ただ、入居率のところにつきましては、やはり聞き取りも必要かと思っておりますので、今後課題としたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） そういった調査をすることで、今後の町の空き家の増加率とか、そういったのが分析しやすくなると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、大刀洗のホームページから空き家バンクの情報を見ると、空き家に登録されている件数がゼロ件なんです。これはなぜかをちょっと端的に教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えします。

空き家バンクの登録、現在ゼロ件でございます。こちらの登録に至るまでに、私ども利活用で

きる空き家のほうに随時アプローチをかけて面接していったり、電話や郵送で面談を行っております。それで空き家バンクに、その所有者の方が空き家バンクにも登録するよと言われた方が空き家バンクに登録をしているという実情でございます。

町のほうとしましては、空き家を解決する手段の一つとして空き家バンクという登録方法もありますから、これに向かって、今の動いていない空き家を一緒に解決していきましょうという途中の段階で、ここまで来たんだったら、私は自分のお世話になる不動産と解決に向かって進んでいきますという方ももちろんいらっしゃいまして、そういった形で空き家バンクの登録というのは、それに見合った件数が来たときにそこに上がりますけれども、そこに至る前に解決をするというケースも多々ございますので、現在のところは、空き家バンクへの登録はゼロということにはなっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、平成27年でしたか、空き家バンクが設立されたのは。それ以降、空き家バンクに登録された空き家は、トータルで何件になりますか、教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） まず空き家バンクができましたのは、平成29年でございますので、29年から空き家バンクのほう、件数のほうは、賃貸が1件、売買が4件掲載をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 分かりました。先月、議会運営委員会主導で全議員構成の下行われました各校区別の議会報告会の中で、ある区長さんよりこのようなお話がありました。いきなり不動産業者を名乗る人物から連絡があり、校区に空き家がないかとの問合せがあったと。その際、ちょうどよい空き家を1件紹介して、その後空き家の利活用が決まったというような報告がありました。

町の空き家バンクは、先ほども言われた件数ありますけども、本当に目的を果たしているのかと。今後、空き家を1件でも減らすために、町全体の空き家の件数に対して、A、B、Cランクぐらいまでであるとして、どのくらいを空き家バンクに登録してもらうように、何か目標とかそういったのは立てているんでしょうか、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 空き家を今後何件ほど空き家バンクに登録させる、目標の数値についての御質問だと思います。

担当課としましては、空き家はゼロにしたい、これが目標でございます、空き家バンクに何件登録するという登録目標は持ってございません。ただ活用できる空き家に、活用できるものから1件ずつでも解決をさせていくという強い気持ちはっております。その中で、空き家バンクというのはこういう方法もありますよという町がしつらえた一つ的手段として有効に活用させてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、先ほどのお話にもありましたように、区長さんのほうに不動産業者から直接連絡があって、その後利活用が決まったとありますけども、それはそれで一つの空き家の利活用の手段であると考えられているんだろうと思うんですけども、町のほうで使える空き家、利活用できる空き家に対するアプローチをもうちょっと強めていただければ、区長さんに連絡がある前に町のほうで、そういった不動産業者と話ができて、町主導でこの空き家バンクの有効な本当の目的に対する運用ができるかと思っておりますので、その辺、もう少し力を入れていただきたいということを申し述べておきます。

次に、特定空家についての質問に入ります。

まず、特定空家が何件あるか、ちょっと改めてお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 特定空家の現状と課題についての御質問でございます。

特定空家の件数でございますが、これも担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 特定空家の現在の件数は7件でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） これらの特定空家に対する町の対応はどのようになっているのか、そして、危険な空き家を特定空家に認定するまで、どのような流れで特定空家に認定するのかを、ちょっともう少し分かりやすくお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 特定空家の認定までの流れについての御質問かと思われませんが、現在の7件につきましては、今まで行ってきました実態調査を基にランクづけをしているというのは、先ほど申し上げましたが、Dランクでございます。Dランクの中で、また詳細に居住が可能であるもの、それから、補修が必要であるが住むことができる居住が可能なものと、居住が不可能なものというふうに、またさらに3つに分類をしております。その居住が不可能なものについてを

特定空家の候補者ということで上げまして、それから、大刀洗町空家等対策推進本部のほうで諮りをしまして、特定空家を決定しているところになっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 国土交通省が示している基本指針は、主に4つの項目に該当する空き家を特定空家に認定するような文があるんですけども、1つ目が、倒壊などの著しく保安上危険となるおそれがある状態、もう一つが、著しく衛生上有害となるおそれがある状態、もう一つが、著しく景観を損なっている状態、最後が放置することが不適切である状態という4項目のいずれかに該当する空き家を特定空家とするような旨の内容があるんですけども、この町が7件、7件を特定空家に認定していますけども、そのほかに、これらに当てはまるような危険な空き家というのは、町のほうに何件ぐらいあるか把握されていますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 4つの項目にあるものにつきましては、詳細にまた214件の調査をしておりますので、ほかにもあるかとは思いますが、これについて、特に住民に危険が及ぼすものであるかどうかというところが一番の特定空家になるかどうかということになっておりますので、例えば、1番とかは保安上ですから、2番の著しく損害がというところ、例えば、草が生い茂っているだけのもので危険が及ぼさないような空き家もございますので、そういったところについては除かせていただいているところになっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ということであれば、町のほうはまた国交省の基本方針とは違って、危険を伴うようなものを特定危険空家に認定しているというような理解をしておきます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そこで、現在町にある危険な空き家の築年数とかは把握されていますか。

○議長（安丸眞一郎） 案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 先ほどからありましたGISの中等で築年数等も把握しておりますが、ちょっとここには詳細ありませんが、把握している状況になっております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、先ほど答弁で言われた特定空家7件だけでも個別に築何年かというのが分かるのであればちょっとお答えしてもらいたいですけども。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） すみません。こちらにちょっと資料をお持ちしておりませんので、ちょっと詳細についてはお答えできないところになっております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それでは、これらの危険な特定空家の経過観察というのはどのように行っているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 経過観察につきましては、今7件ございますが、4件を重点的な空き家というか、危険が及ぼすというところで重点的に見ておりますが、そういったところをまず優先して見ているような状況です。

それから、そのほかにつきましても、経過的に相続人を確定するとかということで今進めているような状況にはなっております。

現場につきましても、外に空き家のためにではない、ほかの苦情等々で出る場合につきましても、空き家7件についてはその都度見ていくような、近くに行った場合は見ていくようなところで、一定期間ということで定めてはございませんけれども、経過を見ているような状況になっております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ちょっと時間が迫ってきたので駆け足に行きたいと思っておりますけども、お手元のちょっと資料をご覧になってください。この物件は、以前、平成28年6月議会でほかの議員が一般質問の中にもうたわれた物件だと思っております。あれからかなりの年月がたっております。実際7年ぐらいたっておりますけども、当時に比べて、相当の劣化が進んでおります。私も当初見に行ったときには、建物がちゃんと建っていましたが、今これ見ると、建物もう崩壊しております。これまでの期間、約7年ぐらいの間、町はこの建物に対してどのような対応を行ってきたのかお聞かせください。この資料の物件、どこの物件か分かりますか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） この物件についての場所のほうは、私のほう確認しております。この物件につきましても、今、ちょうど相続人が確定したところになりまして、今まで相続人を確定するという作業がちょっと7年ぐらいかかっているところにはなっております。まず相続人を確定しまして、今から指導勧告を行っていくようなところになっておりまして、大変時間かかっておりますけれども、そういったところで一歩ずつ進んでいるような状況になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 相続人がこの頃確定したということですか。それまでちょっと何

もできなかったということですか。ということであれば、これ見ていただくと、ガードレールがあります。ガードレールの前にコーンが2本立っています。これ大刀洗町建設課と書いたコーンなんですけども、これ何でコーンを立てているんですか。ガードレールが破損しているんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） お答えいたします。

今見て分かりますけれども、木とか葉っぱみたいのが道路を越えて倒れ込んできたりしておりますので、所有者の持っている財産をこちらで勝手に切ったりできませんので、うちのほうで道路の通行に支障のなる場合、その人の財産は扱えないので、少し中に押し合ったりとかして、中学生の通行に危険がないように、一応カラーコーンを立てて、安全面を配慮したところで、カラーコーンを設置させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） じゃあガードレールは壊れていないということですね。これ前に水路もありますけども、これ水路は、町が維持管理する水路ですか。

○議長（安丸眞一郎） 確認の答弁が要ります。側溝の件ですけど。どなたが答弁されますか、今の確認ですけど。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） すみません。空き家の観点からで、この水路がどういった状況かというのちょっと把握がございません。農業用水路ではないかというふうには思っておりますが、確実なところはちょっと把握しておりません。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 農業用水路であろうと、町の水路であろうと、この空き家のおかげで水路はふさがれております、上は。また道路もこうやって見ると草が生い茂ってきていますので、道路もこの空き家のものが道路のほうまで進入してきていると思うんですけども、これ厳密に言えば、不動産侵奪罪に当たると思うんです。もちろんこれ中学校の通学路になっていまして、中学生みんなここよけていっているんです。これ多分町が維持管理する道路だと思うんですけども、不動産侵奪罪は、刑法235条の2、10年以下の懲役で罰金刑がないように重み罪なんです、これ。町がこのような状況をどう考えているんでしょうか。この空き家の影響で町の所有する不動産が侵奪されているというような状況に対して、町はずっと黙認していくんですか。これちょっと町長の見解でよろしいでするのでお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

この当該物件に対する樹木等の繁茂している状況が、今言われた罪に当たるかどうかというの

は確認はいたしておりません。ただ、いずれにしましても、危険な空き家等に附随しまして、そのものが道路であるとか、町が管理するような物件に影響があるということであれば、当然その影響を除去すべく指導、あるいはいろいろな手続を取っていくべきであろうと思っています。

ただ、これについては、先ほど来、住民課長が答弁しておりましたように、相手方の特定というところで時間がかかったのではないかというふうに、今聞いている限り考えております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 私が知っている限りでも、これ3年ぐらい前から、もう町の占有する道路、多分所有者じゃない水路に不動産侵奪罪と言ってもおかしくないような状況になっているんです。これ3年もほったらかしているのが現実なんです。

そこで、ガードレール前に建設課のコーンをいつ置いたのかというのを調べれば分かると思うんですけども、それちょっと時間がないので置いておきますけども、この状況を町としてはいつまで放置しておくのか、所有者が決まったというような話が今ありましたので、いつまでにこの場所の改善をされるのかをちょっと具体的に教えていただけないでしょうか。中学生がここ通学路で通るとき、すごくみんなここ危険を予測しながら、本当よけて通るような状態ですので、いつまでにこれ改善しようと思っているのかをまずお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） いつまでかというとのは、具体的には申し上げられませんが、できるだけ早い段階で施策を進めていきたいというふうに思っております。

この相続人につきましても28人ございます。28人に対してそれぞれに通知をしてということと考えますと、1か月相当ではちょっと難しいのかなというふうには思っておりますが、できるだけ早い形で進めていきたいと思っております。

さきに言いました重点的に進める4件の中にこれは入っております、今現在、一番に進めているところにはなっておりますので、できるだけ早いところということで、いつまでか申し上げますが、行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ぜひ早急な対応を改善をよろしくお願いします。

今、町が空き家と把握している物件は国の指針によるものだと思いますが、所有者が施設に入って、住んでいた家に誰も住んでいない状態や、所有者の親族が近隣に住んでおり、ときどき掃除に来るなど、国の指針に当てはまらないものも、住民から見れば立派な空き家です。人が住んでいない空っぽの空き家は、空き家と認め政策を進めていく必要が重要なのではないのでしょうか。

アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士による提唱されたものですが、1枚割れがガラス

を放置すると、割られるガラスが増え、その建物自体が荒廃し、いずれ町全体が荒れてしまうというもので、実際にアメリカニューヨークでは、地下鉄の落書きを放置したことにより、電車が破損され、暴行、すり、薬物などの様々な犯行が横行し、ニューヨークの治安が悪化したという事例もあります。そこで、ニューヨークでは、落書きを消し、駅構内を清潔に保つようにしたこととで犯罪件数は減り、治安も改善したという報告があります。

たかが空き家と見て見ぬふりをすることで、町民の安全と安心は確実に脅かされていくのではないのでしょうか。今後、より一層の空き家対策に力を入れていただくことを改めて強く要望し、大項目1つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、地方創生総合戦略についての質問ですけれども、時間がないので、ちょっと飛ばして端的に分かる所だけ言いますけれども、毎年、当町においては梅雨の時期になると水害に苦しめられ、住民には避難を余儀されているのが現状です。

そこで、まず指定されている避難所の場所と、施設の状況をちょっと教えていただきたいと思っています。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 指定避難所の状況についてでございますので、これも担当課長から答弁いたします。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 町のほうでは13か所プラス福祉避難所として2か所の15か所のほうを避難所としております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 15か所の指定避難所ですか、その中に中央公民館も入っていると思うんです。一番新しい水防計画の中にも、中央公民館が書かれているんですけども、たしか大規模改修で中央公民館は使えないんじゃないかなと思うんですけども、その辺の整合性はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） いつもでしたら、中央公民館のほうに第1避難所として開設させていただいておりましたが、今回はドリームセンターから、またコロナ禍ということで健康センターのほうも併せて開所していくという形で対応していきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） じゃあ水防計画の中から中央公民館は省くべきです、使えないから。いいです、それは。その中で、一次避難所として、各校区の公民館が一次避難所として指定されているんですけども、これは、25行政区の公民館のことを言われているんです、確認しま

す。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 自主避難所として25か所の公民館のほうは開けていただくという形にはなっておりますが、基本的には町のほうで設定する中央公民館と、今年は中央公民館使えませんが、ドリームセンター、健康センターという形で対応していきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 町長、この25行政区の公民館、一次指定の場所としてふさわしいと思われませんか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えします。

公民館分館については自主避難所として開設をお願いをしているということで、実際に町として開設する場合は、基本的には、今、中央公民館なりドリームセンター、健康管理センター、あるいは各校区センターであるとか、あるいは一昨年かな、台風10号ですごく避難をされる方が多かったときには、勤労者体育センターや菊池小学校の体育館等も活用させていただいたところがございます。どうしても、地形的に浸水想定区域にあるところもございますので、それが全てそれぞれの災害に応じて正しいかと言われるといろいろ違った面もございますけれども、災害については、浸水害だけではなく、地震等も想定されますので、そういうふうな指定になっているものと理解をしております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） ちょっと私の質問に的確な答えが返ってこなかったんで、またこの質問は改めて違うとこでしたいと思います。

指定されている15の避難所、南部コミュニティーセンターとか、ふれあいセンター、大刀洗小学校や本郷小学校とか大堰憩いの園、これらの避難所は、ここに避難しに行くために、浸水した場所を通らなくちゃいけないようになってるんです。これもう何年も前からこのような状況なんです。この状況を踏まえて、避難場所の改正とか、違う場所に避難をしてもらうような検討は今までしたことはあるんでしょうか、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 避難所して13か所、プラス福祉避難所として2か所で15か所なんですけれども、水害のみならず、ほかの地震だったり、ほかの災害等もありますので、水害のときには使えない避難所等もありますが、ほかの災害のときには使えるという場所もございまして、そういった形で、その災害に応じた場所を避難所として指定していきたいと思っております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 町長もいつも言われているように、うちの町はもう4年連続水害に遭っているんです。4年連続この水没した場所を通過してないと避難ができないっておかしいじゃないですか。言われたとおり、水害だけじゃないと災害は、地震とかもあると思います。

じゃあ聞きますけども、この指定された避難所で、大刀洗町全人口の約何%の避難受入れができるんですか、お答えください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 収容人数として避難所としているのは3,655名という形になっております。

○議長（安丸眞一郎） 高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 3,600名ということは5分の1程度ですか、避難できるのが、ちょっとそこはもうちょっと考えていただきたいと思います。もう時間ありませんので、その後の質問は、また次回にさせていただくということで、災害前に住民に対する事前周知、そういったことも大事ですけども、一番大事なのは、災害の際に、住民が命を守るために、安全に安心して避難できる場所の確保ではないでしょうか。早急な対応を今後求めたいと思います。

時間ありませんので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで議場の時計で11時5分までしばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時49分

.....

再開 午前11時05分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き、議事を再開いたします。

次に、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いいたします。

なお、隠塚議員より、資料の配付の申出がありましたので許可いたします。しばらくお待ちください。

配付が終わりましたので、2番、隠塚春子議員、発言席からお願いいたします。隠塚春子議員。

**2番 隠塚 春子議員 質問事項**

**1. 進学路について**

**2. ヤングケアラーについて**

○議員（2番 隠塚 春子） 議席番号2番、隠塚でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、進学路についてとヤングケアラーについて、小項目ごとに質問させていただきます。

まずは、通学路についてでございます。

先ほどほかの議員からもお話が出ましたように、議会報告会や議会だよりのインタビューなどでも、住民の方から通学路の危険性を訴える声が寄せられています。区長要望の取りまとめの中にも、通学路が入っているとは思いますが。

住宅や集合住宅などが増えて喜ばしいことではありますが、車の流れや交通量の状況にも変化があると思います。危険性が高い場所は、国道・県道ではないかと推察しております。歩道の整備など、これは国・県へ依頼するしかないとは承知しておりますが、そこでお尋ねいたします。

1 番目です。国道・県道の歩道の整備などの要望に対しての町の対応について、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員の質問の通学路について答弁をいたします。

国・県道の歩道整備などの要望に対して、町の対応についての質問でございます。

国道や県道の整備につきましては、関係市町村と連携して期成会を結成し、要望内容を取りまとめた上で要望書を作成し、国・県に対し要望活動を実施するほか、県町村会においても、同様に要望書を作成し、県知事や県土整備部長に要望活動を実施をいたしているところでございます。

また、整備に必要な道路予算を確保するため、道路関係の全国大会等の機会を捉え、県や他自治体等連携して、関係省庁や地元選出国會議員へ要望活動を実施をいたしているところでございます。

さらに、これらの要望活動以外にも、地元からの要望につきましては、久留米県土整備事務所に要望内容を進達をしております。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 小まめな要望活動をしていただいているようですが、この要望に関してですが、例えば昨年とか一昨年出したものでも、改善できていないとかいうものに限られると思いますが、毎年提出するというようなことをなさっているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 質問にお答えいたします。

毎年、要望書を出してあるかということに関しての質問でございます。

要望に関しましては、一度出したものに関しましては、県土整備事務所のほうと毎年確認をしております。場所とかの確認をしておりますので、同じ要望書、毎年同じように出すということはおしておりませんが、県の担当者と連絡を密に取りながら、進捗状況を確認している次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 今の御答弁で、2番目の要望している件の進捗状況の確認はどのようになされているのでしょうかということに関しても答弁頂いたようですが、それは進捗状況の確認に関しては、ある時期に定期的になされているのか、随時なされているのかを教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） お答えします。

要望した件の進捗状況の確認についての御質問でございます。

その前に、先ほど建設課長から答弁しましたが、例えば期成会等で要望している内容というのは、要望内容がまだ達成していない場合は、当然、適宜見直しをしますけれど、毎年度、国や県に対して要望いたしているところでございます。

その上で、期成会や県町村会から要望した事項につきましては、毎年要望活動を行って——コロナで昨年、一昨年は書面でする場合もございますけど、通常は毎年、要望活動を実施しているところでございまして、その要望活動の際に、国や県から進捗状況や今後の予定等について、回答を頂いているところでございます。

また、日頃から久留米県土整備事務所と要望箇所の進捗状況等について情報共有をするとともに、未整備箇所についても随時協議をいたしているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） よく理解できました。やはり毎年、一度出した要望が、そのまんま何か書類が積み上がっていて、下のほうになってしまうんじゃないかというようなお声も頂いたので、毎年、ただ制度的に、一度出したものは、そのまんまだ。ただ、進捗状況を確認するだけかなという思いもありましたので、伺わせていただきました。うまくコミュニケーション取っていただいて、確認されているということで、安堵したところです。

では、3番目です。危険性が高いと把握している箇所は、先ほど通学路だけではなかったかなと思いますが、168か所とかいうようなお話もありましたけれども、改めて伺います。

危険性が高いと把握していらっしゃる箇所は、幾つあるでしょうか。また、この5年間の推移もお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、隠塚議員から質問頂きました通学路についての危険箇所の把握している数と、それから、5年間の推移について答弁いたします。

先ほどもありましたように、要望事項上がってきました内容については、学校からも含めて把握をさせていただいているところでございます。

そこで、本町では毎年、小郡警察署、久留米県土整備事務所、それから町内校長会、本庁建設

課、総務課及び教育委員会、子ども課の6者による大刀洗町通学路安全推進委員会を実施、開催しているところでございます。

会議では、町内の各学校から、通学路で数か所ずつ列挙された危険と思われる現場に実際に行き、それから点検を行い、改善策の協議等に取り組んでいるところでございます。

危険箇所の5年間の推移につきましては、平成29年度までに把握している箇所は、これは改善した箇所も含めてなんですが、165か所でした。その後5年間、令和3年度までに3か所が追加されまして、先ほど報告がありましたような、168か所を把握しているところでございます。

以上で、隠塚議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） では、168か所ということですが、これは国・県道も含まれていると思いますので、そのうち町道が何か所かお分かりになりましたら教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 申し訳ございません。そのうちの町道が何件かというのは、ちょっとこちらのほうでは把握はしておりません。一応列挙したものはありますけども、今現在、この状況ではちょっと把握できておりません。申し訳ございません。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） では、何かの折に教えていただければと思います。

次、4番目です。その間ですが、通学路に関して、先ほどチェックを入れて改善をしているというようなお話がありましたけれども、この5年間、あるいは昨年だけでも結構ですので、改善された箇所が幾つあって、具体的にどのような改善がなされたのかというのをお聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、今御質問の通学路について改善された箇所と、それから改善内容について答弁いたします。

平成29年度までに把握されていた危険箇所165か所というふうに申しましたが、そのうち157か所が、その時点で改善されておりまして、その後、令和3年度までの5年間で新たに改善された箇所は、7か所となります。

よって、令和3年度までに把握しています危険箇所168か所のうち、改善された箇所は、現在164か所ということで把握しているところでございます。

過去5年間の改善内容につきましては、歩道がない道路への路側帯の設置、カラー舗装の施工、警告掲示、防護柵やカーブミラー、それから照明、看板の設置などを行っているところです。

以上で、隠塚議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 現場を確認されて、それでやっていらっしゃるということで、その場その場に合わせた改善策がなされているんだなということ、確認させていただきました。かなりの改善された場所もあるんだということで、それも評価したいと思います。

では、残りの場所が少しだけになりますが、これから、先ほども申し上げたように、交通量の変化もあって、また要望箇所とか危険箇所とか出てくるとは思いますけれども、今後の改善計画とかがあればお教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今御質問の通学路の今後の改善計画について答弁いたします。

今後の改善計画ですが、先ほど答弁しました大刀洗町通学路安全推進会議におきまして、これ毎年実施しておりますので、関係機関等、危険の度合いや、それから対策方法、対策に要する経費等について、協議を行いながら進めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上で、隠塚議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 本年度、特別にここをすとかいうようなところとかは、まだ具体的になどは上がっていないのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今年度の大刀洗町の通学路安全推進会議につきましては、まだ予定しておりませんで、秋ぐらいには開催したいと思ひまして、また各学校から危険箇所等の意見、箇所を提案していただきまして、また現場に行くような形で考えている次第でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） ということは、昨年の交通安全推進委員会ですか、そちらのほうで検討されたことに関しては、既に終了している。本年度の秋までは、されることはないという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 改善に関してなんですけど、町道とかも同様なんですけど、緩いカーブの道は、スピードを出す車が多いので危ないという声があります。道路に波打ったようになっているところがありますが、そのような施工については、国・県道に関しては要望するしかないと思いますが、町道でもそのような場所には考えていただきたいなと考えております。

また、「あぶなかばい」の表示は、すごくいいアイデアだと思っております。そのような感じで、道路沿いに看板がありまして、「スピード落とせ」と。そういう看板が立っているのを見かけます。

例えば、国・県道沿いであっても、独自に地権者をお願いをして、看板を立てるということはできないでしょうか。危なさそうなところは、ちょっと入り口・出口だけではなくて、数を増やして、ことも考えていただければと思うんですが、その看板に「あぶなかばい」を入れていただくと、もっといいかななんて個人的には考えておりますが、いかがでしょう。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） お答えいたします。

今言われました路面の注意喚起に関しましては、町道であれば、町のほうの管轄になりますので、「スピード落とせ」とか、そういった——「あぶなかばい」というのは、本当なかなかない表示でありますけども、そういった表示はできます。

看板につきましては、黄色い看板とかですることができますけれども、その辺の地権者とかの相談ができればということですので、区長要望とかで上げていただければ、そこでまたうちのほうで調査して、対応ができれば対応するような形になると思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 区長要望が出ればということですがけれども、せっかくパトロールしていらっしゃるの、意外と車に乗っている視点では、カーブの、緩いカーブなんかというのは意外と、先日も走ったんですけど、50キロの表示がしてあって、本当によくスピードが出ています。そこら辺をもう少し子供の視点に立って考えていただければと思います。

6番目なんですけど、通学路に関してですが、各学校で独自に指定をされているのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、隠塚議員の質問の通学路の各学校の指定について答弁したいと思います。

通学路の指定につきましては、児童生徒の安全確保を図るため、学校保健安全法第27条において、施設設備の安全点検や通学路を含めた学校、日常生活の安全に関する指導についての計画を策定し、そして実施するように規定されております。

よって、各学校においては通学路を指定して、児童の登下校の安全確保の周知・指導を実施しているところでございます。

実際に、指定までの流れにつきましては、各学校において前年度の通学路を基にして、それをPTAが中心となり、保護者、教職員も一緒に、児童生徒等と一緒に通学路を実際に歩いたり、

あるいは見守り隊への聞き取りをしたりして総点検を実施しながら、危険箇所等の問題点がある場合には、新たな通学路や集合場所を決めて、通学路マップというのを作成しておりますので、そのマップや、あるいは先ほど改善要望等も含めてですけども、まとめてそれを学校に報告を頂いているところです。

学校は、報告された通学路に危険箇所が含まれていないかなどを確認しながら、通学路のマップを決定して、これを町の教育委員会に報告をしていただいているというところでございます。先ほど言いましたような会議で協議させていただいて、改善を進めているというところです。

以上で、隠塚議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 生徒さんと保護者が入って、それで決めていらっしゃるというのを聞いて、とてもいいことだと思っております。

ただ、ある保護者からの声ではありますが、トラックなどの通行量が多い道路、特に雨の日は、傘に巻き込まれそうで心配なので、学校の近くまで送っていつているという保護者の声を聞きました。

通学路の見直しですが、定期的になされているのでしょうか。先ほどの御答弁では、実際に現場を歩いてというふうなことも伺いましたが、それは登下校の時間帯に合わせてやっていらっしゃるということでよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議員の御質問にお答えいたします。

地域、保護者と児童生徒と一緒に、実際の通学路の現場を見て回る場合につきましては、下校時間等に合わせて、年に1度ですけども、実際、下校させていただいて、危険箇所等の確認も含めて、実際されている状況でございます。

朝の時間帯での、先ほど点検を含めた、こういうものにつきましてはの児童生徒、地域での合同での作業点検は、ちょっと行っていないような状況でございます。夕方、下校時のみの点検という形になっております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 確かに登校時というのは難しいとは思いますが、下校時間って結構ばらばらですよ。

登校って、集団登校の日もあつたりとかするって聞いておりますので、やはりそこは見守りの方、本当に日頃ありがたいと思っておりますが、その方たちが現実を知っていらして、そちらの方たちからのメンバーというか、お話も聞いていらっしゃるということなので、物理的にといい

ますか、時間的に登校時間難しいのかなというのは理解しますけれども、特に登校時間に特化したような聞き取りをしていただきたいなと思っております。

先ほど周知の話が出ましたけれども、小学校の新入学時とかは、上級生と一緒に登校するというお話を聞いております。

それでなんですが、新入生と保護者への周知、特に保護者への周知というのは重要だと考えておりますが、実際に周知はどのような方法を取っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 隠塚議員の質問、児童生徒への、保護者への周知について。特に新1年生ということだろうというふうに思いますが。

まず、全体的に、各学校とも年度当初に、先ほど触れましたように、学校で作成した通学路安全マップ、これを基に、問題点となった危険箇所等を児童生徒、保護者への確実にこれを周知しまして、それから登下校の安全について注意を促しているところです。

特に、小学校では新1年生等ですけれども、新年度当初から上級生と新入生と一緒に集団登校を行ったり、それから、下校時に教師が児童とともに通学路一緒に歩いたりして、通学すべき道路の危険箇所を直接、それから、児童生徒へ周知・指導をしているところでございます。

学校によっては、土曜授業等々の時間を活用して、そのときに登校中、保護者と、それから子供たちが一緒に登校して、保護者のほうから通学路の危険箇所等についても、実際に確認していただきながら指導をしていただくというような方策を取らせていただいているところです。

そのほか定期的に保護者や見守り隊等、地域の住民の方々と連携を強化し、危険箇所等重点的に見守りながら、周知するようにしているところです。

中学校においては、毎年、より安全な通学路を見直し、作成した危険箇所マップ、これも同じですが、を校内に掲示をしたり、それから、もう実施されておりますけれども、年度当初に安全教室を開催したりして、自転車の乗り方とともに危険箇所の注意を喚起し、周知しているところでございます。

以上で、隠塚議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 周知に努力をされているというのは分かりましたけれども、先ほど申し上げたように、保護者の方が意外と確認していらっしゃるなくて、先ほど申し上げたようなお話が出てくるんじゃないかなと。

あるいは、通学路を守らずに子供が通学していても容認するって、そういうこともあるんじゃないかなという気がしてなりませんので、例えば、指定している通学路に関してですけれども、地図を渡して周知を図るというようなことはなさっていないのかどうかと、今後、そういうこと

をすとかいうようなお考えがあるかどうか、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 答弁いたします。

学校のほうから各家庭のほうにつきましては、先ほど言いました通学路マップにつきましては配布されておりますので、全ての家庭に対して周知はされている状況でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そうですね。それでもやっぱり残念ながら、先ほどみたいな声が出てくるというのは、ある程度しょうがないのか、しょうがないという片づけではいけませんけれども、今後も子供たちの安全と安心のために、建設課では要望の進捗状況の確認と、それから、指定している通学路の周知を折に触れてお願いしたいと思います。

また、これは先ほど別の議員もおっしゃっていましたが、白線やグリーンゾーンが消えかかっているという声もありますので、早急の、消えかかっている線をつけるには、そう大きな予算は必要じゃないかなと、比較的軽度でできるんじゃないかなと思いますので、早急の対応をお願いしたいと思います。

それから、今、教育長の御答弁の中に、交通安全教室を行っていらっしゃるというお話がありました。

ただ、残念ながら、登下校時の交通のマナーが悪いという声をたくさん聞きます。私も、道いっばいに広がっている、これ歩いていても自転車でも一緒です。姿を見かけますので、交通安全教室の充実を図っていただいて、時が過ぎれば忘れてしまいますので大変だと思いますが、先生方から一言、折に触れて注意喚起をお願いしたいと思います。

それから、これは参考までにですが、議会報告会で頂いた御意見を紹介します。

道路管理モニター制度をつくってLINEでつなぎ、区長や行政に連絡するシステムをつくったらどうか。そうすれば、タイムリーに情報が入り、年2回のパトロールをしている職員の負担軽減にもつながるのではないかということです。

システムの構築のためには、時間と費用が必要だと思いますので、ただ、住民の参画意識の向上にはつながるのではないかなとも思いますので、頭の隅に入れていただいて、検討の材料にさせていただければと思います。

次に、ヤングケアラーについてです。

中学校の不登校が10%になるということで、大変危惧をしております。

ヤングケアラーとは、御承知のように、18歳以下で家族の介護をしている子供のことを言います。

お渡しした資料があると思いますが、これは厚労省のホームページでも使用しているもので、ケアも様々です。これがケアかなって思っていたような内容もあるのではないかと思います。

介護に時間を取られる。睡眠不足になり、授業に集中できない。あるいは、居眠りをする。学校を休みがちになるなどが学力低下につながって、進学などの人生設計に影響を及ぼすということで問題になっております。

昨年7月、厚労省と文科省における初の実態調査で、中学・高校共に、各クラスに1人以上、ヤングケアラーと思われる子供がいるという結果を発表しました。

さらに本年4月、厚労省が全国の小学校6年生と大学3年生に行った実態調査によると、小学6年生で、世話をしている家族がいる6.5%、内訳としては、兄弟が71%、母親が19.8%。そんな中で、平日に費やしている世話の時間ですが、1日1・2時間未満が27.4%、7時間以上7.1%。

父母の世話をする児童の33%が、父母の健康状態が分からないと回答しておりまして、子供自身が状況を把握できずにケアをしている可能性があります。これが周囲の大人たちに相談しづらい理由の一つと考えられると指摘をしております。厚労省の指摘ですね。

何よりも問題なのは、当人がその環境の中で生活をしてきているので、ケアをしているという自覚がない場合が多いことです。

4月25日の総務文教厚生委員会で、子ども課から聞いたところによりますと、残念ながら、町内にもヤングケアラーがいるということです。前教育長も、家庭の問題がより複雑化しているとおっしゃっておられました。ケアが不登校の要因の一つになっていないことを願っております。

そこでお尋ねします。当人や保護者からの相談、いわゆる声を上げることができる、それが望ましいんですが、当人の自覚がない場合もあります。ヤングケアラーをどのようにして把握しているのか、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、隠塚議員質問のヤングケアラーについて答弁をいたします。

この質問については、教育長のほうから答弁を頂きます。

○議長（安丸眞一郎） 柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 今、隠塚議員のほうからヤングケアラーの把握についての答弁を求められましたので、答弁させていただきたいというふうに思います。どのように把握しているかということでございます。

先ほどのお話のように、厚労省によりますと、ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や、それから、家族の世話などを日常的に行っている子供のこととされているところなんです。

子ども課としても、この件についてはやはり教職員に、不登校の原因も含めてですけども、ヤングケアラーがどの学校、それから学級にもいるという認識の下、児童生徒との何げない会話や、それから行動から、子供たちの家庭生活において困り感、それから変化はないか、常に声をかけながら把握できるよう指導し、小中学校において実態があれば、各学校から教育委員会へ報告・連絡するという事で把握することに努めているところです。

以上で、隠塚議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 前提として、そういう前提を、ヤングケアラーがいるという前提の下に共有意識を持っているということで、それに対しては、すごくいいことだと思います。前提になる目がないと、見過ごしてしまうということもあると思いますので。

本人に自覚がない子供がいる中で、例えば把握するために、特に注意している点というか、ここは気をつけているよみたいなのところがあったら教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） ヤングケアラーへの自覚をどう促すかということだというふうに思いますが、自覚というか、子供たちに声をどうかけるかということだろうと思いますけども、児童生徒自身が、自分自身がヤングケアラーであるという場合には、先生方には、とにかく子供たちに気軽に悩みを相談できる人や専門の窓口があるということを全体として知らせていくということが、やはり大事であると。

そのほか周囲の児童生徒にも、家族の、それから看護や、それから介護をしている友人がいるということのような話を聞いた場合には、遠慮なくそれは担任に相談するなり、学校の職員に相談するなりして把握するという事に努めるよう、学校全体としても、教育委員会としても、学校のほうに指導していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） そうです、子供たちの声というのが、一番着実ってか、堅実じゃないかと思いますので、やっぱりそういう子供が先生に話せる環境というのを、これからも継続して持ち続けていただきたいと思います。

2番目です。支援をしようとする、子育てができていないと行政から判断されるのではという不安、それから支援を受けると、母親の役割が小さくなってしまおうと考えるなどで支援を拒む場合があり、介入することが困難だという事情もあるようです。

また、家族・子供共に社会保障の知識がない、そのような中で、当人も親も孤立している現状があるようです。

町としては、具体的にどのような支援をしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 隠塚議員の質問、具体的にどのような支援をしているかということについて答弁いたしたいというふうに思います。

先ほど隠塚議員が言われましたように、学校におきまして、児童生徒の本人の気持ちも含めてですけど、保護者等々、ひょっとしてというふうなことで、そういった介護とかで困っているのではないかなというときには、本人のまず気持ち、それから家族の状況や立場をしっかりと理解しながら、子供一人一人に合った支援が適切に進むよう関係機関と連携し、必要な支援を検討し、これは取り組む必要があるというふうに考えているところです。

子ども課としましても、関係課または関係機関と連携しながら、まずは児童や家庭の状況をきちんと把握した後に、支援の方法を検討していきたいと考えています。必要があれば、子育て支援ワーカー等おりますので、子ども課からも訪問を行いまして、保護者へ働きかけて必要とする支援につなげてまいりたいというふうに考えているところです。

以上で、隠塚議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 具体的にどのような支援をなさったかというのは、個人情報の問題もあるので伺わないことにしますが、本人の気持ちをまずは確認していらっしゃるということで、それはとっても重要なことだと考えております。

支援を受け始めたとしても、ケア自体がなくなるわけではないということをもちろん前提として踏まえていただいているとは思いますが、学力向上へのサポート、それから家族を含めた物心両面への継続的な支援が、大げさかもしれませんが、その後の人生を左右することになる可能性があると思われまます。

今後の支援へのお考えと、先ほど少し伺わせていただきましたけれども、いま一度、支援へのお考えと具体策に、こういう形をつくり上げたいとかお考えのことがあれば、お聞かせください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） 隠塚議員の御質問の今後の支援への考え方や具体策について答弁いたします。

まず1点目は、今後の支援への考えについてですが、これは1点目の答弁と重複いたしますが、ヤングケアラーがどの学校・学級にもいるという認識の下に、教職員には児童生徒との何げない会話や行動から、子供たちの家庭生活において困り感、変化はないか、常に把握できるように指導していきたいというふうに考えているところです。

また、そういうところと把握している部分で、児童生徒自身がヤングケアラーである場合には、気軽に悩みを相談できる人や、それから専門の窓口があることを知らせたり、そのほか周囲の児

児童生徒には、家族の看護や介護をしている友人がいるということの理解を促したりすることも必要だと考えております。

当然、先ほど言われましたように、学習支援の必要があれば、個別指導を実施するなどして検討していきたいというふうに考えています。

次に、具体策については、それぞれの家庭の状況や課題に応じてスクールソーシャルワーカー、それから先ほど言いましたように、子育て支援ワーカー等と連携し、定期的な家庭訪問の実施や、関係機関による個別ケース会議等で検討するなどし、支援をしていきたいというふうに考えているところです。

例えば、具体的に申しますと、児童や家庭の状況確認と児童の安全確認、これが一番大事になってくることだろうと思います。

その家庭の要因によっては、訪問看護やヘルパーなどの社会資源または医療機関への受診を勧めたり、また訪問や面談等を実施し、保護者へ積極的に支援を受けましょうというふうな働きかけを行ったり、関係機関との連携した個別ケース会議の実施を行って、必要であれば、食材や日用品の配布等も必要ではないかというふうに考えているところです。

議員の御指摘のように、ヤングケアラーの把握は大変難しいことでもありますので、御家族の方の介護や障害をお持ちの方に関し、困ったことがありましたら、地域も含めて、子供たちを見守っていただくということも含めて、お気づきの点がありましたら、子ども課をはじめ、福祉課、それから、町の社会福祉協議会に御相談頂きたいというふうに思っているところでございます。

以上で、隠塚議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 隠塚春子議員。

○議員（2番 隠塚 春子） 大変理想的な御答弁を頂いたかなと、私自身は思っております。

まず、ヤングケアラー自体が、おっしゃるように家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しにくい構造になっています。

また、福祉機関の専門職から介護力とみなされて、サービスの利用調整が行われるケースもあるようです。ここには目を向けていただきたいなと思います。

おっしゃったように、介護・医療・障害・教育分野の連携した、しかも訪問による支援が重要とされております。声を上げない、上げられない、上げることを知らない、そんな子供たちに気づくように、先生方の日頃の負担を思うと大変恐縮ですが、今後も心配りをさせていただきようお願いいたします。

また、先ほどから何度か出ましたけれども、スクールソーシャルワーカーの方や支援ワーカーの方への活動には期待をしております。情報の共有化を図っていただいて、継続的な支援をしていただき、取り残される子供たちがないように願っております。

また、当町には高校がないことで、高校生の実態がつかみにくいであろうということも危惧しておることを申し添えておきます。

それから、不登校に関してですが、詳細は省きますけれども、不登校やひきこもりの子供たちを重層的に支援して、学校復帰や就労、進学につなげていっている、佐賀モデルとして注目されている官民共同の事業があります。既に御承知かもしれませんが、参考になるようでしたら、資料がありますので、おっしゃってください。

これで私の質問を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、隠塚春子議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（安丸眞一郎） ここで、議場の時計で13時10分、13時10分までしばらく休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時50分

.....

再開 午後1時10分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に続き、議事を再開いたします。

次に、7番、平山賢治議員、発言席からお願いいたします。

**7番 平山 賢治議員 質問事項**

1. 物価高騰対策について
2. 学校給食費について
3. 住民の生活・経営支援について

○議員（7番 平山 賢治） 7番、平山です。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

大きな1問目は、物価高騰対策についてであります。

御承知のように、今般、幾つかの原因により、食料品や燃料などをはじめとする諸物価が著しく上昇していることは周知の事実かと思えます。4月の物価指数でも、電気が25%、都市ガス27%、生鮮魚介16%、果物17%など、すさまじい値上がりが続いています。

しかし、実質賃金は25年間で61万円ものマイナス、非正規雇用が増大し、賃金は上がらず、年金は減らされ、いわゆるアベノミクスや新自由主義の結果が、ここに表れているのではないのでしょうか。まず、この経済政策の転換が求められると思えます。

こんな折、日本政府は戦争の危機をあおり、軍事費用10兆円規模に膨らませようとしています。5兆円あれば、大学の学費や義務教育での給食費も全て無償化ができます。これまでの過去の日本を含む国家がたどった痛苦の歴史に学ばず、再び戦争の道へ踏み出そうとしているのでは

ないでしょうか。

さて、経済対策であります。

こうした物価高騰の状況を受けて、政府が26日に策定した原油価格・物価高騰等総合緊急対策の中には、地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分1兆円の創設も含まれています。実施計画の提出期限は7月29日とのことと聞いております。住民の要望を聞き取り、それぞれの自治体がこれらの財源を活用し、切実な要求の具体化を図る取組が急がれると思います。

なお、政府の緊急対策には、福祉灯油などへ特別交付税措置が22年度も盛り込まれました。内閣府によりますと、21年度補正の地方単独事業分1兆円のうち、都道府県3,847億円、市町村分3,906億円が、全体の78%が未交付のまま、22年度へ繰り越されているとのこととあります。

さて、質問であります。

この数か月、物価高騰が続き、住民生活にも少なからず影響が生じると考えられますが、町内の現状や要因の分析、住民への影響について、町の見解を問うものであります。

第1に、物価高騰について、その要因や住民への影響をどう捉えていらっしゃるのでしょうか。

2つ目に、町としての対策はいかがでしょうか。特に、地方創生臨時交付金の物価高騰対応分の活用や交付見通しについて伺います。

以上2点、まず答弁よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の物価高騰対策について答弁をいたします。

まず、1点目の物価高騰の要因や住民への影響についてでございますが、一昨年からのコロナ禍による影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、全世界的な原油高、資源高、穀物高に加え、物流コストの上昇や金融資本市場の不安定化や、日米欧の金利差拡大に伴う円安も加わりまして、今年の3月、4月、5月の企業物価指数は、前年比でそれぞれ9.5%、10%、9.1%の上昇となるなど、記録的な伸びとなっており、消費者物価指数につきましても、前年比で3月・4月は、それぞれ1.2%、2.5%上昇するなど、生産者や事業者に加え、消費者にとっても、物価高騰は私たちの暮らしに大きな影響を与えているものと認識をいたしております。

次に、2点目の町の対策についてでございますが、本年度の当初予算におきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、小学校等給食費の値上げ分の補助や、商工会発行のプレミアム付商品券への補助などを実施をしているところでございます。

また、本年4月末に、原油価格・物価高騰対応分5,568万1,000円、通常分1,856万1,000円の計7,424万2,000円の追加内示があったところでございまして、生活者や

事業者の負担軽減が図られるよう、現在、国や県の対策を踏まえ、商工会やJAなど関係機関からもお話を聞きながら、担当課で事業内容の検討をしているところでございます。

この点、取りまとめ次第、臨時議会での補正予算の御審議をお願いしたいと考えてございますので、議員各位の御理解をお願い申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） じゃあ、順次、再質問させていただきます。

ただいまの御答弁で、町民の生活にもかなり大きな影響あるだろうということでお聞きしてよろしいと思います。もともとコロナ危機によって景気の低迷、あるいは消費税増、生活の困難が長期に及んでいるところに、ガソリン、食料品、電気料金はじめ、物価の高騰が襲いかかって、特に地方においては、暮らしと営業が深刻な打撃を受けていると思います。

私どもが思うに、現在の物価高騰と国民生活の困難は、第1に、コロナからの経済回復に伴う世界的な需要増による価格の高騰、第2には、日銀の異次元の金融緩和政策による円安誘導と輸入価格の上昇、3つ目に、町長もおっしゃったように、ロシアのウクライナ侵略や経済制裁によるエネルギーや小麦価格の上昇という複合的な要因によるものだと考えています。

また、この間の新自由主義やアベノミクスによって、日本経済がもろくて弱い経済になってしまっている中で起きていることが、私たちの暮らしと営業に一層深刻な打撃を与えていると思います。

したがって、暮らしと営業を根本的に立て直すためには、日本経済の本質を変える改革を進めなければならないと思います。私どもとしては、当面の暮らしと営業を守るために、7点7分野において、消費税の引下げ、インボイス中止等の政策を発表していますので、御一読頂ければ幸いです。

私どもも、この間、住民アンケートや、その住民アンケート結果に基づく政策チラシなどをつくっております。先々は小郡市のピラやアンケートばかりつくっておったんですが、ここでも近隣自治体の生活困難や、コロナ禍での生活問題のたくさんの回答が寄せられました。

この中に大刀洗町が補聴器への助成を始めたことや、保育料の引下げ等のいろいろ優れた政策がありますので、大刀洗での優れた政策も含めまして、小郡等で紹介をさせていただいているところです。

まず質問ですが、当町での物価高騰分の交付限度額については、先ほど答弁にありましたように、約7,400万ということでお聞きしてよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えをいたします。

4月末に追加の、これまでの臨時交付金に加えて、追加の内示があつてございまして、その内

訳として、原油価格・物価高騰対応分として5,568万1,000円、それから通常分として、これは原油価格・物価高騰対応に使っても、もちろん可能なんですけども、それが1,856万1,000円の計7,424万2,000円の追加配分があったところでございます。

ただ、まだ国のほうでは、まだ今年度の予備費等を活用して、さらに追加配分する可能性がございますので、ただいまのところ私どものほうに内示を頂いているのが、先ほど申し上げた7,400万円余となっております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 分かりました。政府発行のデータによりますと、この物価高騰対応分で活用が可能な事業例というのがございまして、これを今庁舎内でいろいろ議論なさっていると思うんですが、幾つか紹介しますと、雇用の維持や雇用の確保、困窮者支援ということで、生活困窮者や低所得者に対する給付金、生活者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の負担軽減、住まい確保困難者に対する支援、失業者・内定取消し者・派遣労働者・学生等に対する支援、また学校給食等の負担軽減などの子育て世帯に対する支援等。

また、事業者支援に関する事業では、事業者に対する電気・ガス・公共料金等の補助、家賃等の固定費支援、資金調達コストの軽減、また、公共交通の経営支援や飲食業、美容業、クリーニング業等の事業者に対する経営支援って、いろいろ生活そのもの、営業そのものに対する支援、可能な支援がたくさん並ばれております。

先ほどの町長の答弁では、今、取りまとめをして行ってまいりたいということではありますが、現時点でコンセプトといいますか、とりわけこうした分野について特に注力していきたいと、そういう点がありましたら、再度お答え頂きたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

まだ、今現在、取りまとめをしている最中ではございまして、まだ各課から具体的な内容について上がってきておりませんので、結果としてどういう分野になるかというのは、今この場面でお答えするのは控えさせていただきたいと思っております。

ただ、いろいろとお話を地域の方、町民の方からお聞きする中で、今回の分については、もちろん低所得者の方、あるいは所得が激減された方に対する必要な支援というのはもちろんなんですけれども、あらゆる事業者、町民の方に影響を受けているというふうに認識をいたしております。

その中で、一律というと、それはまた国のほうから一律の現金給付はやめてくれというふうな御指導もございまして、どこで線を引くかというのが、結構それで地域、あるいは町民の方を分断するような形にもなりかねませんので、そういうのも含めて検討をしてまいりたいと思

っております。

あと、一方で、特に農業者の方については、原油価格、資材、飼料、それから、特に肥料のほうが高騰いたしております、しかも確保も、この秋ぐらいまでは何とか確保のめどが立っているけど、それ以降の確保がまだよく分からないというふうな面もございますので、そういうところも含めて総合的に検討させていただいて、しっかりと補正予算のほうを組んで対応させていただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりましたが。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） おっしゃられるように、肥料等が3倍になったというお話も聞いておりますので、そこら辺の支援も含まれているようですので、ぜひよく現場の声をよく聞いて、予算事業化をしていただきたいと思います。

もう一つ、昨今心配されるのが、資材の高騰により、建設事業に遅れが出るのではないかという問題であります。内閣府によりますと、これまでの地方単独事業分と大きな違いはないと。ただし、役所などの備品整備などは住民向けでないため、趣旨の制度からは外れるとしていると。

また、各地で認可保育所などの建設費が、資材高騰によって当初の見込みを超えてしまい、建設が立ち行かなくなる問題が起きていることについて、内閣府はこうした資材高騰分などへの充当も可能との回答であります。

この辺については、当町でも今年度・来年度で該当が考えられそうですが、その辺の検討はいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員のほうから今御説明があったような状況は、確かにあろうかと思えます。

本町において、今、新しい認可保育園も建設中でございますけれども、その保育園について、資材高騰に伴って総事業費とか膨れ上がって、追加の補助をしてくれというふうなお声については、今のところ私自身は、社会福祉法人のほうからお聞きをしていない状況でございます。

また、そういうお声が上がってくるようであれば、また教育委員会等含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それから、毎回、庁舎間での横の連携ということも申し上げておりますが、この困難な状況に際しても、やはり各局を横断するような対策なり連携が必要だと思います。他の行政なんか見てみますと、各局を横断する物価高騰対策本部等を設置すべきではないような提案も各議会ではなされているようでもあります。

特に、やはり町内業者の実態や労働者への影響、あるいは所得階層等に応じた実態を把握する

というのが、これが当町はちょっと少し弱いような、いつもいろいろ税務とかで質問しておりますが、その辺の分析なり解析が非常に弱い。それによって、どこのどういう人たちがどれぐらい滞納していらっしゃるか、困っているかというのが、本来データ分析ができるところが、なかなか出てこないというような感覚があります。

町のデータ解析でも、住民の福祉の向上に寄与するデータシステムを構築したり、また相談窓口の設置や支援策の周知、ひいては、そういう物価高騰に対するベースとなる部署を設置する等の検討も可能だと思いますが、その辺いかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

議員が御指摘なのは、この物価高騰に関連して横断的な相談窓口なり、それを横串を刺すような組織等をつくって、要因等も分析した上で、町として統一的な一体的な対応を取ってはどうかというふうな御趣旨の御質問かと思えます。

これまでもお答えしてきておりますとおり、私どもの役場、職員数九十数名でやっております、一つ一つのそれぞれの事象を取り上げて、一つずつ横断的な組織をつくっていったら、組織というのも成り立たないわけでございます。

それぞれがつかさつかさで、それぞれの関連法等を所管事務を持っておりますので、そこをしっかりとやっていく。

ただ、議員御指摘のように、横断的に対応する部分もございますので、そこは連携を強化しながらやっていくと。確かに、相談窓口はワンストップで全ての皆様の相談に、この分野に特化してできるような窓口があれば望ましいかとは思いますが、現状においては難しいと思っておりますので、それぞれの所管課が、例えば事業者であれば、あるいは農業者であれば産業課が、そういうふうに、それぞれの所管課が責任を持って、まず今の状況をお聞きする中で、必要な対策について検討をしてみたいと考えております。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについては先ほど、そこの部署をつくるかどうかはともかくとして、例えば連携を取りながらやる場合に、住民の状況を階層別に把握できるシステム等の構築も課題だと思います。

今、国がやっているような住民監視とか、住民情報を国に投げ渡すというデジタル化じゃなく、地方自治体が必要な制度が必要な人に届くようなシステム制度の改善って、どういう階層の人が苦しんでいるのかという分析ができるような住民福祉の向上に資するシステム構築が、私は必要だと思います。これについては、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、急激な円高、食料高騰、何より日本政府の経済のもろさによっ

て、日本は今、大きな危機を迎えています。これに加えて、コロナ禍による生活悪化、近年の災害など、生活は大変です。ぜひ必要な交付金を必要な場所に使い、住民及び経営者を支援する町としていただきたいことを申し述べて、1問目を終わります。

さて、大きな2問目であります。

学校給食費についてです。大刀洗町としては、他自治体に先駆けて給食費の独自補助を行ったと記憶しており、大いに評価したいと思います。

また、保育料も、近隣に合わせて引下げを行っております。ただし、その後の見込み違いにより、短期間で補助を縮小するというごこともございました。

さて、先ほどの物価高騰対策とも関連しますが、本年4月28日付で文部科学省初等中等教育局長からの通知が発出されているようです。この中で、緊急対策の一つとして、コロナ禍において物価高騰などに直面する生活困窮者支援が掲げられ、学校給食等の負担軽減として、地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充・活用し、コロナ禍において物価高騰に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促し、支援を迅速に行うこととされております。

学校給食を実施する学校設置者におかれては、このことを踏まえ、高騰分を活用し、保護者負担の軽減に寄与する取組を進めていただくようお願いいたします。

1問目にも関連するんですが、物価高騰の折、特に学校給食費の負担について、保護者負担の軽減に向けた取組を特に進めてほしいとの趣旨かと思われま。学校給食にあつては、保護者負担の軽減や食育の柱としての取組、生活困難世帯への支援など、様々な点から議論をされることが多いですが、まず今回、保護者負担の軽減の点から質問をさせていただきます。

第1に、1問目にも関連して、現在の学校給食費の運用や負担軽減の取組はいかがでしょうか。

2つ目に、保護者負担の完全無償化に踏み出す自治体も増えていますが、当町での対応や見通しはいかがでしょうか。

3つ目に、学校給食の公会計化の検討はいかがでしょうか。

以上、御答弁お願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。柴田教育長。

○教育長（柴田 晃次） それでは、平山議員の御質問、学校給食の現在の運用や負担軽減の取組について答弁いたします。

本町では、先ほどの議員のお話にもありましたように、学校給食費の補助を平成24年度から実施しております。令和3年度の給食費は、月額、小学校4,100円、中学校が5,100円でございます。そのうち500円の補助を行い、保護者負担額を小学校3,600円、中学校

4,600円としておりました。

しかし、小学校においては、過去10年間、給食費の値上げを行ってきておりませんでした。御指摘のように、昨今の物価高騰により献立内容の維持が困難となってきたために、令和4年、本年4月から400円の値上げを行い、4,500円としております。

しかし、先ほど中山町長の答弁にもありましたように、また、文科省からの通達にもありますように、コロナ禍での保護者負担の増を考慮しながら、今年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町の補助額を小学校のみ900円といたしまして、保護者負担額を変えない対応を行っております。

令和5年度以降については、今後の感染拡大状況や社会情勢等々も踏まえながら検討してまいりたいと考えているところです。

続きまして、2点目の給食費の完全無償化に関する当町での検討についてですが、大刀洗町におきましては、議員御承知のとおり、学校給食への一部補助をはじめ、様々な子育て支援策を実施しております。給食費の完全無償化も、財源が潤沢にあれば実施できるのかもしれませんが、まずは、現在実施しております支援策等を進めていくことが大事だと考えておりますので、現在のところ、給食完全無償化の検討は行っておりません。

ただし、経済的に困難な家庭に対しましては、引き続き就学援助制度で適切に対応してまいりたいと考えています。

3点目、公会計化の検討についてですが、学校給食費の公会計化は、教員の業務の負担軽減や給食費管理の透明性の向上のため、学校給食費を町の会計に組み入れ、徴収や管理を町が行う制度ですが、その導入については、管理、そして徴収システムの導入費用、収納業務に対応する人員体制等々の強化、食材調達の方法の整理等、まだ様々な課題がございますので、現在のところ導入の検討段階には入っておりません。

今後は、近隣自治体と情報を収集しながら、慎重に検討していかなければならないと考えております。

以上で、平山議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 値上げをせず、補助を行いながら運用しているということについては承知をいたしました。給食については、平成24年度から補助は行われており、その点については大いに評価したいと思います。

少しちょっと確認をしたいんですが、現在において、給食費の会計が各学校で行われていると。それに関して、滞納等、事務負担とかその辺については、どのように認識していらっしゃるでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 議員からの御質問の、現在の給食費の滞納費でございますけども、個別の学校名等申し上げることは、ちょっと控えさせていただきます。

4小1中合計でございますけども、今現在、37万800円の滞納がございます。人数としまして延べで申し上げますと、83名の滞納となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） こうしたところで給食費が入らないということになりますと、学校でその食材をどう調達するかとか、滞納をどのように解消するかということで、先ほど教育長の答弁にもありましたように、現場の負担というのが非常に大きいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） やはり滞納につきましては、学校の先生方による徴収業務について、大変御協力頂いている状況でございますけども、先ほど教育長答弁申しましたとおり、給食費の会計につきまして教育委員会のほうで行うにつきまして、先ほど答弁のとおり、職員数の対応等もございますので、なかなか難しいのではなかろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 少し戻りまして、学校給食の保護者負担について、ちょっとお尋ねいたします。

保護者が負担する学校給食費というのは、公立小中学校の場合、平均で年間4万4,000円ぐらいとされています。4万4,000円か5万円ぐらいだとされています。

憲法で、義務教育は無償とするということがうたわれておるわけですが、実際には、副材費、制服費、学用品、それから学校給食費等で、公立中学校で1人年間17万円ぐらい。それから、公立小学校でも10万円程度の自己負担が発生していると。

これ現在、日本においては、義務教育は無償とすると書いておるけれども、無償となっているのは教科書と授業料だけですね。全ての子供の健やかな成長のために、やはり学校給食の無償化をはじめとした義務教育の完全無償化が、今求められているのではないのでしょうか。

小学校でいうと、10万を超える自己負担があり、そのうちの4万5,000円ですから、5割近くが学校給食費の負担ということになります。

これについては、何か食事なんだから、当然家でも食べるんだから、自己負担してもらうのは当然じゃないかといった論調もあります。しかし、政府は既に約70年前に、戦後すぐに、日本

共産党の参議院議員の質問に対して、義務教育の無償はできるだけ早く広範囲に実現したいとして、学用品、学校給食費などの無償も考えていると答弁しています。1951年。

昨年12月には、参議院の文教科学委員会で日本共産党の議員が、この70年前の認識を政府が継承していることを確認し、国の責任で学校給食の無料化をと求めました。これ全国的にも、この流れが今大きく広がりつつあるところであります。

また、例えば、無償化とならないまでも、今後さらなる補助の上乗せや、今後、例えば、一つは物価がさらに高騰していった場合に、これに直ちに対応するのか。あるいは、物価が高騰しない場合でも、さらに負担を下げるような検討していくのか。また、期限を区切っての助成や、多子世帯について特別の減免なども考えられると思いますが、その辺の検討はいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） お答えいたします。

これは先ほど教育長の答弁と重複いたしますけども、今後につきましても、今後の社会情勢等を含めまして、さらに物価等、高騰等ございまして、やはりそういう地域というか保護者からの、学校現場のほうと食材費の関係とかで献立の維持が本当に困難であるというふうな意見等が出てきましたら、まず教育委員会ないし、また町執行部のほうと検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） それについては、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど述べましたが、私たちは憲法で定められている義務教育の完全無償化に基づいて、学校給食を含む保護者負担の軽減を訴えています。

学校給食法にもありますように、給食は教育の一環であると思っております。学校給食法は、食を通じた子供の心身の健全な発達を目的とし、食育の推進をうたっています。

学校給食は教育の一環として実施されているものでありますから、その点でも無償化は、憲法に基づいて根拠のある政策だと言えらると思ひますが、財源はともかくとして、いわゆる教育の一環としての学校給食という点で、これも当然、義務教育の無償化という範疇に私は入ると思ひますが、その辺の見解はいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 給食も当然、教育の一環ということは間違いないというふうに思っております。

ただし、やはり給食費ですけども、仮にですけども、本町におきまして、児童生徒数が、小学生で約950名ほど、中学生におきましても、約410名程度いらっしゃいます。児童生徒の完

全無償化を行うことになると、本町において、約、年間で7,000万円ほどの財源の支出という形になってきます。

ですので、やはり金額的に大変大きなものでございますので、今のところ現状としては、町としては無償化というのは難しいと思っております。

また、国の政策の考え方として、そういうふうに言われておりますけれども、その分の財源が本当に町のほうに、給食費のそういう完全無償化という、義務教育を完全無償化というような考えで、その部分の財源が町のほうに来れば、当然そういう対応が必要かと思っておりますけれども、それに見合う分の交付税等、対応等されておられませんので、今のところ現状の段階でやっていくべきではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 学校給食を教育の一環と捉えて、セーフティーネットとしても機能し、子供を等しく教育できる手段として、学校給食の無償化は決して遠いものではなく、全国に広がりつつ道理ある流れであると思えます。

先ほど答弁にもありましたように、国が責任を持って無償化を行うようにという意見書なり、自治体からの要請というのは日増しに増えておりますし、これまでは割と小規模な自治体が無償化に踏み出しておりましたが、近年、大阪市が無償化に踏み出したり、これを受けて大阪府議会が国に対して、給食の無償化を国の責任で行うようにという意見書を提出しております。まさに全国に大きい輪の広がっている流れだと思えます。

ぜひ、いきなり完全無償化、それもあると思えますが、様々な条件もあります。こういうコロナ禍や物価高騰の折もあります。物価高騰分の措置にとどまらず、ぜひ負担軽減に一部でも足を踏み出してほしいと切に願う次第です。

また、給食無償化を実現した自治体は、地域全体で子供の教育を支えようという意識が高く、給食の食材は地産地消で調達する方針にしたり、食育に力を入れたり、様々な工夫をしています。食を通じて地域への愛着を深めたり、地域のことを知るには、とてもよいことではないでしょうか。

国が、今言っている軍事費の増が5兆円、片や学校給食費の無償化は4,300億円、10分の1足らずです。大学の授業料完全無償化でさえ、1.8兆円あればできます。年金の大幅な給付増もできます。

国防とは、ミサイルや戦車にあらず。本当の国防とは、食料自給とエネルギー自給、そして、国民を育て、国民が安全に過ごせる政策ではないでしょうか。町からも、国が責任を持って、給食の無償化を進めるよう強く求めていただきたいと思います。

さて、3点目ですが、無償化をひとまず置いて、会計の問題です。

文部科学省は2019年に、公会計化等の推進についてという通知を发出なさったと聞いております。その中で、公会計化により、教員の負担軽減、保護者の利便性の向上、徴収管理業務の向上、透明性の向上、不正の防止、給食費の安定的な実施・充実等が図られるとされています。

特に、公会計化が実現すれば、会計年度の食材調達費の所要額は、地方公共団体の予算の中で適切に確保されます。食材の高価格や高騰した場合においても、同じく予算での対応が可能となり、安定的な給食が実施できますとしています。

今、学校現場は、子供たちの安全を確保するため、新型コロナウイルス感染症に注意しながらの毎日です。先生方の負担軽減は待ったなしの課題です。

こうした点からも、先ほど、まだここに踏み出す段階にないということを上げておりましたが、こうした文部科学省も言っているような負担軽減、それから利便性の確保等も含めて、今後、必要な手だてを打っていくべきだと思いますが、再度いかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 先ほどの教育長の答弁と重複するような形になるかと思っておりますけれども、やはり当然メリットもあると思いますし、デメリットもあるというふうに考えております。

まず、私たちも、教育委員会事務局のほうとしましても、やはりちょっとデメリットのほうがあるところ、事務局のサイドとして、ちょっと今のところ大きいんではないかというふうに考えておるものでございますので、今後とも、学校現場のほうなりとかも話を進めながらにして、この公会計制度につきましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、近隣自治体の情勢も情報収集をしながら、今後の導入につきましては検討していくものではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） この件については、福岡県議会でもやっぱり推進の立場での質問を行ってございまして、働き方改善と、それから会計簿の管理、未納の督促など、現在では担任の先生にとって、全て5時以降の仕事だと悲鳴が上がっています。

現在、県内は13、また増えているかもしれませんが、13市町村で公会計が実施されておりますが、やはり人件費の増や、システム構築の初期投資などで導入が進んでいないということも聞いておりますということでありますので、それに対して県の教育長が、これについては教職員の負担軽減等の面で有益であると考えておりますと。

やはり自治体から同じような課題が指摘されておるので、県の教育委員会としては、県内の市

町村がこれらの課題を解決できるよう、県内外の先進事例の情報を提供するなどして、学校給食費の公会計化を進めてまいりますという答弁であります。要旨なんですけど。

こういうことでやはり県も含めて、国・県も含めて、これを前向きに進めておりますので、また教育委員会の体制も充実しながら、ぜひこちらに足を進めていただきたいと思います。

では、大きな3点目であります。

住民の生活・経営支援についてであります。

支援制度の周知や速やかな給付が、今必要だと思いますが、第1に、低所得者や独り親家庭に対する臨時特別給付金の給付状況及び見通しはいかがでしょうか。

第2に、令和3年1月以降に収入が減少した世帯の把握や制度周知はどのようになさっているでしょうか。

3つ目に、特に問題となっております適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入における町内事業者への影響はいかがでしょうか。また、町として、制度への見解や対策はいかがでしょうか。

以上、3点につき答弁よろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。中山町長。

○町長（中山 哲志） それでは、平山議員質問の住民の生活・経営支援について答弁をいたします。

まず、1点目の低所得者や独り親世帯に対する臨時特別交付金の給付状況及び見通しについてでございますが、本年6月1日時点では、非課税世帯分として1,384件——これ95%に当たります——の申請がございまして、94%の1,369件に給付をいたしているところでございます。家計急変世帯分として11件から申請があり、11件給付をしているところでございます。

なお、昨年度の非課税世帯で未申請の世帯についても、近日中に再度案内を送付する予定としてございます。

次に、2点目の令和3年1月以降に収入が減収した世帯の把握や制度周知についてでございますが、昨年の収入につきましては、本年度の課税状況により、非課税世帯の把握はできますが、本年1月以降に収入が減収した世帯、いわゆる家計急変世帯につきましては、町では把握ができませんので、自己申告となっております。

このため、本年度の非課税世帯の対象者については、国の制度が固まり次第、漏れのないよう支給に努めるとともに、家計急変世帯については、今後、広報や回覧板、ホームページ等を通じて広く周知を行ってまいります。

次に、3点目のインボイス制度の導入の影響と対策についてでございますが、免税事業者への

影響につきましては、制度の導入に伴いまして、経理区分やインボイスの発行などに係る事務負担の増加や、あるいは免税事業者が取引から排除されるのではないかとといったことが懸念をされてございます。

このため政府では、中小企業や小規模事業者に対しまして、インボイス制度導入に関する補助制度を設けるとともに、制度導入までに4年間の準備期間を設け、そこからさらに6年間は、免税事業者からの仕入れについて一定の仕入れ税額控除を認めるなど、事業者の準備や設備導入のための期間を設けているところでございます。

いずれにしましても、インボイス制度は消費税の適正課税を行うため、必要な制度であるとされているところでございまして、町としましては、まずは町内事業者の皆様に、制度の趣旨や内容、補助制度などが理解頂けますよう、商工会などと連携いたしまして、必要な周知と広報に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁が終わりました。再質問あれば。平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） すみません、再質問させていただきます。

（2）については、令和3年分については、今後の確定申告に基づいて案内等をお送りするというところでよろしいのでしょうか。

4年分の激変世帯については、対象となる方々を掘り起こしていくというか、申請につなげるような制度周知に結びつけていくという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 中山町長。

○町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

昨年の1月から12月までの収入につきましては、今年度の課税の関係で把握できますので、そこについては、まだ国のほうから詳細な制度の仕組みが通知がございませんけれども、なるべくプッシュ型で分かる分については、できるようにしていきたい。

ただ、今年度の1月以降に収入が激減した世帯につきましては、町で収入の状況を把握しておりませんので、そこについては申請していただく必要があるということでございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） そこでしますと、昨年も質問したんですが、そういうところに対して、どういう制度周知をしていくかということが大事になってこようかと思えます。

議会の予算委員会でも全会一致の意見でも申し上げているところですが、せっかくの助成制度なり支援制度があつて、特別障害者の方や新婚生活の対象者、それから要介護者を扶養している家庭、所得の低い世帯など、多くの支援制度や手当などの助成制度があるのに、それが当事者に知られていなかったり、漏れたりするのが一番もったいないと思うんですよね。

特に現金給付というのが、当事者のみならず、必要な人々の生活を底上げし、ひいては町全体

の所得水準や生活水準を向上させることにつながるのでありますから、町としても大きな利益を得られます。その見地からも、町が積極的に対象者に制度周知することが、今ますます求められていると思います。

そこで、高齢者への方への加齢性難聴への補聴器助成開始も、近隣に話題になっておりますし、今後申請しやすい制度への改善や補助単価の引上げなど、事業の趣旨に従って、より行き渡りやすい助成制度に地ならしをしていただきたいと思います。

また、やはり私もいろんな申請書を書くことはあるんですが、やっぱり申請主義で審査されたり、基準該当かどうか調べられるというのは、やはり気持ちのいいものではありません。できるだけ対象者が自動的に給付を受けられる制度が望ましいと思います。

ぜひこうした中で、そういうプッシュ型の申請案内や、ぜひ審査を伴わない、簡易な申請制度などの構築もお願いしたいところですが、改めていかがでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢野福祉課長。

○福祉課長（矢野 智行） それでは、平山議員の質問にお答えします。

平山議員が先ほどおっしゃったプッシュ型、先ほど町長が答弁しましたとおり、令和4年の4月1日からの方々につきましての家計急変者というのが、やはりちょっと我々どもも把握のしようがなかなかございませんので、こちらはやはり自己申告の申請という形を取らせていただくという形になります。

ただ、令和4年度非課税世帯に送るものにつきましては、確認書というのを簡単なものを送らせていただいて、その確認書をもって申請に代えるというような形になりますので、なるべく言われるように、簡単な申請で済むような形で行いたいと思っております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 全体としてできるイメージでお願いしていきたいと思っております。

インボイス制度です。特に消費税というのは、最悪の不公正税制と言われております。消費を冷え込ませます。

私どもは、直ちに今、消費税を引き下げることが、経済政策として重要だと考えます。そもそも消費税というのは、導入の目的は福祉のためでも何でもなく、直間比率の是正と。大企業が法人税払いたくないから、代わりに消費者が払えと。始まったのが、消費税ではなかったでしょうか。

その結果、消費者の懐がどんどん寒くなり、大企業の金庫には内部留保金がうなっているという。これでは景気が冷え込むのは明らかであります。消費税の緊急減税と企業利益に対する適切な応能負担を求める、当たり前の税制への改革が求められていると思います。

そうした中で、こうしたゆがんだ税制の中で、いわゆる売上げによって、消費税の課税を免税されるといった条件があったわけですが、今回インボイスによって、そうしたところにも、じわっと手が入って、インボイスが出せなければ、当然取引が断られる可能性が出てくるわけです。

そこで、町長の答弁にもありましたが、もう少し町内の業者さんとの関係で、例えば今、消費税の届出していない業者数とか、またその方々が、このインボイスにより大きな影響を受けるんじゃないかというところが、もしもう少し町が把握して、数等を把握していらっしゃれば、お答え頂きたいんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 平山議員の質問にお答えいたします。

ちょっと正確な数は、ちょっと把握しておりませんが、商工会にちょっと確認したところ、商工会の会員が300名で、そのうち100が法人、これほぼ課税業者でございます。200が個人で、のうち140件が商工会の確定申告会で申告された方ございまして、そのうちの95件が免税事業者で、課税事業者が45件ってことで、個人事業者の68%が免税事業者ということでした。

ほぼほぼこの割合に、町全体としてもなるのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 課税売上げが1,000万以下の中小零細の事業者が、大体全体の68%じゃないかと。それから、農業者の方もいらっしゃいます。

私も住民の方の確定申告を少し拝見させていただくこともありますが、よほどのことがない限り、畑、野菜作っていらっしゃったりとか、また個人でお店やっている方というのは、仕入れ材料が多くなければ、1,000万を超えずに、何とか細々とやっていらっしゃる方が多いと思います。

それでも、十分所得税はかかるんですよ。少し食べるしこにもないじゃないかというような所得に対しても、住民税が10%かかる、所得が税かかるって、本当はあなたのような、この所得に所得税をかけるようなことは、普通、先進国であっていけないんだけどというお話はさせてもらうんですが、これプラス、預かり消費税という名目で、またばつと持っていくと。

本当にこれ、地元の中企業の経営を成り立たせなくなる、恐らく意図的にでも、成り立たせなくする政治的な、これ動きだと思っています。

今、お答え頂いたように、約7割が免税事業者ということになれば、そのうち幾つかの業者さんはインボイスに入るとしても、例えば零細でやっている方、それから高齢でやっている方などは、これに対応できないと。

あるいは、業者さんでいっても、フリーランスとか個人タクシーとか、あるいは団体だと、シルバー人材センターさんも、この前、請願を頂きまして採択させていただきましたが、こうした方々がインボイスが導入できないことによって、ここからはじき出されるという可能性が十分考えられると思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） お答えいたします。

町長の答弁でもありましたとおり、インボイス制度は、国において複数税率の消費税の適正課税を行うためのものでありまして、税額が明確になることなどから必要な制度と、こちらとしては理解しております。

ただ、まだ、今度商工会と連携いたしまして、商工会のほうでは、また会報のほうで、インボイス制度について周知する予定ということでございます。

今後、町としても、町内業者が不利益にならぬよう、周知等を行っていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） これについても農業等と同じく、町として、あるいは地方団体として、地域の中小業者に重い負担を課す、インボイス制度の延期なり中止を求めていくということや、制度がどうしてもこれ導入されるんであったら、速やかに移行できるような経営支援等が、あるいはインボイス導入によって、経営が行き詰まる、苦しくなるということに対する町からの経済支援ということも考えられると思います。

様々なやはり方策を考えて、町内の地元の業者さんが経営が続けられるような支援制度を続けていっていただきたいと思います。

やはり町政に対する御意見でも、商工業に対しての支援がなかなか見えてこないという御意見があります。地場業者や商店を支える政治をとという声が、たくさん寄せられています。

例えば、今回数字を出していただきましたが、商工会に入っていない方でも、御自身で申告なさったり、あるいは別の商工団体さんで申告なさったりという方もたくさんいらっしゃいます。

やはり町が町内の事業者をよく把握し、うち非課税の業者の割合、インボイスの影響を受ける割合、それによる経済影響額などの情報、そして、それを回避するための国への運動や物価高騰と併せての中小企業支援策を、また対策本部とか言うと、また言われますが、各課連携で行っていくと。

そこまでしないと、こうした問題に対して、町内の生活や経営を守るということは大変なことだと思います。ぜひ具体的な支援を策定なさるよう求めまして、今回の質問を終わります。あり

ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） これで、平山賢治議員の一般質問を終わります。

---

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午後2時08分

---